

令和8年第2回

国分寺市教育委員会定例会

日 時	令和8年2月26日 午前9時30分
場 所	国分寺市役所 会議室201

令和8年第2回国分寺市教育委員会定例会議事日程

令和8年2月26日開催

- 日程第1 開会と署名委員の指名
- 日程第2 前会議事録の承認
- 日程第3 教育長等の報告
- 日程第4 議事
- 1 議案第10号
市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正について
 - 2 議案第11号
第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の策定について
- 日程第5 協議
- 日程第6 報告
- 1 令和7年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者の決定について
〔教育総務課〕…資料1
 - 2 令和7年度卒業式・令和8年度入学式の出席について
〔学校指導課〕…資料2
 - 3 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画について
〔社会教育課〕…資料3
 - 4 寄附の受領について
〔図書館課〕…資料4
- 日程第7 その他
- 日程第8 閉会

議案第10号

市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の一部委任に関する規則の一部改正について、教育委員会の意見を市長に述べる必要がある。



国政政発第51号

令和8年2月9日

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏 様

国分寺市長 丸 山 哲 平



市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正について（協議依頼）

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、下記の委任事務の一部改正について協議を依頼いたします。

記

1 一部改正する委任事務

市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則（昭和55年規則第9号）別表委任事務の欄1の項に規定する、国分寺市教育委員会の所掌に係る予算で、次に掲げる契約にすること。

- ・委託料及び備品購入費に係る契約を除く契約で、予定価格が100,000円未満のもの（ただし、修繕に係る契約については、予定価格が500,000円未満のもの）

2 改正の理由

国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

国分寺市教育委員会

委員長 吉田 良吉

国分寺市教育委員会

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

（除き参照）

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

印

国分寺市教育委員会

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

国分寺市教育委員会（昭和40年規則第5号）の改正を受け、委任事務の内容について見直しをお願いいたしたい。

（昭和40年規則第5号）

国分寺市教育委員会

議案第11号

第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の策定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）について、教育委員会で決定する必要がある。

第5次国分寺市特別支援教育基本計画

(義務教育時)

【案】

令和8年2月●日

国分寺市教育委員会

はじめに

国分寺市教育委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す教育環境の一層の充実のために、国分寺市における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成20年5月に「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定しました。その後、計画の見直しを図りながら、特別支援教育推進体制の整備と充実を図ってきました。

令和4年2月に策定した第4次計画の計画期間である4年間では、特別支援教育の体制の充実を図るため、小学校知的障害特別支援学級の設置の検討、就学相談の充実等を進めるとともに、特別支援教育の理解に向けた取組の充実にも努めてまいりました。

一方、国においては、令和6年12月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」について、中央教育審議会に諮問されました。そこでは特別支援教育の対象となる児童・生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、一人ひとりの意欲を高め可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題であるとされています。さらに、質の高い特別支援教育をどのように考えるか、今後の検討課題となっています。令和7年9月には、中央教育審議会から次期学習指導要領の策定に向けた論点整理が示され、通級指導学級の在り方についての具体的な検討が始まりました。

また、令和5年4月には「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されるなど、国や自治体が子どもの立場に立って取り組みを進め、すべての子どもを権利の主体とする体制づくりが着実に進められています。

このような社会情勢の変化を踏まえながら、第4次計画に基づき実施してきた取組をさらに推進・充実していくため、令和7年5月に国分寺市特別支援教育推進委員会を設置しました。国分寺市特別支援教育推進委員会では、5月から10月までの5回にわたり、令和8年度以降の取組について協議し、共生社会の形成、特別支援教育の充実や環境・整備、多様性を尊重する教育の推進等について検討してまいりました。

このたび、その検討結果を基に、「第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、今後8年間の取組の方向を示しました。これまでの計画を継承しながら、子どもたちが自分自身を大切にするとともに、他者も同じように大切に、一人ひとりが共に生きる共生社会への形成につながる「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を目指し、一人ひとりの学びの権利を保障してまいります。

本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました委員及び関係の皆様へ深く感謝いたします。また、策定にあたり、子どもからの意見募集を実施しました。計画（案）に意見を寄せてくれた子どもたちに感謝いたします。子どもたちの意見と関連付けて、取組内容を推進してまいります。

今後、国分寺市教育委員会は、小・中学校、関係機関等と連携を深め、本計画に基づき、特別支援教育を推進してまいります。計画のより一層の推進を目指し、保護者及び市民の皆様と協働して取り組んでいけるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年2月

国分寺市教育委員会

目次

1	計画名及び計画期間.....	3
2	特別支援教育の理念と国及び東京都の動向.....	4
	■特別支援教育の理念.....	4
	■国及び東京都の動向.....	4
3	共生社会の形成に向けて.....	5
4	国分寺市の目指す学びのまちの姿.....	6
5	国分寺市の特別支援教育の実施状況.....	8
	(1) 市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況.....	8
	(2) 義務教育時の支援体制.....	10
6	第4次国分寺市特別支援教育基本計画における成果と課題.....	12
7	令和8年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題.....	16
	●「子どもからの意見募集」 紹介ページ.....	17
8	令和8年度以降の特別支援教育の方向性.....	18
9	第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の取組項目.....	20
	附属資料.....	34

本文中、用語解説にある用語については、単語の末尾に*印をつけています。

計画名及び計画期間

(1) 計画名について

前計画の「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を踏まえ、「第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を本計画名とします。

(2) 計画の期間について

前計画は、4年間を期間としていましたが、本計画については、以下の理由により、8年間（令和8年間から令和15年間まで）を計画期間とします。

【理由】

「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」は、「国分寺市教育ビジョン」の具体的な施策を定める個別計画という位置付けとなっています。また、「国分寺市教育ビジョン」は、市の最上位計画である「国分寺総合ビジョン」をはじめ、関係計画とも整合性を図りながら推進することが定められています。

以下の表にあるとおり、「国分寺総合ビジョン」と「国分寺市教育ビジョン」の現行の期間は令和14年度までとなっています。両者の次期ビジョンの内容を「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」に適時的に反映させるには、令和15年度までの計画としていくことが妥当と考えました。

また、国分寺市教育ビジョンは、令和10年度に中間評価を実施し、ビジョンの見直しを検討としています。このことから、「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」においても、令和11年度中に計画の中間評価を行い、国分寺市教育ビジョンの内容を反映させながら、見直しを検討します。

計画名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
国分寺市総合ビジョン	前期実行計画			後期実行計画				次期総合ビジョン		
国分寺市教育ビジョン	第3次教育ビジョン ※令和10年度に中間評価を実施								次期教育ビジョン	
特別支援教育基本計画	第4次計画	第5次計画（案） ※令和11年度に中間評価を実施							次期計画	

2 特別支援教育の理念と国及び東京都の動向

■特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について(通知)」より

■国及び東京都の動向

年	国	東京都
平成16年		・東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定
平成17年	・特別支援教育を推進するための制度の 在り方について(答申)	
平成19年	・特別支援教育の推進について(通知)	・東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定
平成22年	・特別支援教育の本格的実施	・東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定
平成23年	・障害者基本法の一部改正	
平成24年	・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)	
平成26年	・障害者権利条約批准	
平成28年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	・東京都発達障害教育推進計画の策定
平成29年	・発達障害者支援法の一部改正	
平成30年	・ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定	・東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第一次実施計画の策定
平成31年	・学校における交流及び共同学習の推進について(報告)	
令和4年	・学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)	・東京都教育ビジョン(第四次)の策定
令和5年	・特別支援教育を担う教師の養成のあり方等に関する検討会議(報告)	・東京都手話言語条例施行
令和6年	・国際連合の障害者権利委員会における日本政府報告に関する総括所見	・東京2025デフリンピック大会開催決定
令和7年	・通常級の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(報告)	
令和7年	初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)	・東京都教育ビジョン(第五次)の策定
令和7年	教育課程企画特別部会 論点整理(公表)	

3 共生社会の形成に向けて

<インクルーシブ教育について>

「共生社会」は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育は、人間の多様性の尊重、障害者の社会参加を可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みです。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、柔軟な仕組みを整備することが重要です。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて必要不可欠なものです。特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等と連携し、社会全体の機能を活用して、教育の充実を図ること
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流を通して、地域での生活基盤を形成するよう配慮すること
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、社会の構成員としての基礎を作ること

次代を担う子どもに対し、これらのことを率先して進めていくことは、共生社会の構築につながるものと考えます。それぞれの子どもが、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう、環境整備を図ります。

(H24.7.23 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より抜粋)

すべての人が自分らしく、また、健康に暮らせるまちをつくるためには、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、国籍や性別を超えて、お互いを尊重し、一人一人の個性を認め合うことが重要です。国分寺に暮らす人たちが様々な価値観に触れることで、人もまちも更に輝いていきます。

国分寺市では、共生社会の実現に向けて、人と人がつながり互いに支え合い、みんなが自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指しています。

そのため、令和7年3月に策定した「国分寺市総合ビジョン」に基づき、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の理念の下、多様性の尊重と相互理解を促進し、すべての人が生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、「共生社会」を推進しています。具体的な取組の一つが、「障害のある人の社会参加を妨げる偏見や差別の解消」です。誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らす地域共生社会の実現のため、お互いに支え合う地域づくりが必要です。障害や障害のある人についての正しい理解の促進と、社会における障害への認識の向上が求められています。

誰もが、お互いを尊重し、支え合いながら、住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、障害を理由とする差別の解消の推進や障害のある人への合理的配慮*の提供について普及啓発に努めています。

7つの施策と、25 の取組方針に基づき、「みんなが自分らしくいきいきと暮らせるまち」の実現に取り組んでいます。

<第2次国分寺市総合ビジョンより>

4 国分寺市の目指す学びのまちの姿

目指す学びのまちの姿

『誰もが幸せな未来を描くまち、
人と人がつながるまち、
学びが循環するまち 国分寺』

「目指す学びのまちの姿」を実現するための方向性

方向性Ⅱ すべての子どもたちが輝く教育の充実

Ⅱ―Ⅰ すべての子どもたちを大切にす教育を進めます

- 教育のどの場においても、子ども一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実が図られています。
- 特別支援教室運営マニュアルが徹底され、子ども及び学校の実態にあった運営が図られています。
- SSW*が中学校区を巡回し、子ども及び保護者が抱える課題の解決に向けて、学校と関係機関をつなぐなど、連携強化が図られています。
- 教育委員会は関係機関と連携し、多様な支援を整え、不登校の子どもは自身に合った学びを選択して学習に取り組んでいます。

第3次国分寺市教育ビジョン(令和7年2月国分寺市教育委員会)より

2、3の内容を踏まえ、国分寺市教育委員会では、「第3次国分寺市教育ビジョン」の施策の方向性Ⅱに、「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を位置付けました。

子どもたちは、集団の中で生活し、他者と関わり合うことで、様々な障害、言語などの壁を乗り越えて、共に学ぶことが当たり前であることを理解します。他者と関わり合う環境の中で、自分とは異なることに気付き、まず自分自身を理解します。それぞれが様々な特性や背景があることを前提として、相互に理解を深め、すべての人を大切にすることを意識が醸成され、共に成長していきます。

子どもたちが抱える課題は様々ですが、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、性的指向、国籍及び障害などに関わらず、また、不登校や家庭の状況など多様な背景をもつすべての子どもが、適切な場を選択して学ぶことができるようにしていくことが大切です。国分寺市は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、市内すべての子どもに当てはまります。そのため、市内すべての小・中学校で子どもが抱える課題を解決できるよう、教員は研修に努めるとともに、教育委員会では学校と連携して、子どもの学びの環境を整えています。

しかしながら、子どもが抱える課題を解決するには、学区域の学校の学びの環境だけでは解決することが難しいことがあります。

例えば、子どもと保護者は、子どもの就学時等の実態に応じて、都立特別支援学校*や特別支援学級を設置している学校への進学を選択することができます。子どもの9年間の義務教育での成長と、義務教育後の進学・就労等の将来を考えたとき、子どもにとって適切な学びの場を選択することは大変重要です。

子ども本人やその保護者の意思を尊重した上で学びの場を選択し、子どもたちが地域社会の中で共生していくために、副籍制度や交流及び共同学習などの既存の制度の充実が求められています。また、教員だけで支援するのではなく、様々な機関と連携し、子どもが必要とする支援を提供できる専門家と一緒に支援方針を協議していくことが大切です。すべての子どもたちが地域で学び、共に育つことが当たり前であるとの認識のもと、インクルーシブ教育の視点に基づいた共生社会への実現に向けた教育を実践するなど、これまでの知見を活かして、充実を図っていく必要があります。

このような背景から、すべての子どもが自分にあつた場所で仲間として一緒に学び、自分たちのことを自分たちで決め、年齢、性別、国籍、障害などに関わらず、他者と自分との違いにより目に見えない壁をつくることなく、他人との比較で優劣をつけるのではなく、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を実現することが重要です。子ども一人ひとりのニーズに応じた質の高い教育を行うため、子どもたち一人ひとりの理解や学習の進度に応じた学びが提供され、誰一人として取り残さない学校教育を展開し、子どもたちの可能性を引き出す教育環境づくりを進めます。

教員や学校に関係する大人も、子どもの自主性を育み、成長を支える立場として適切な支援と教育に取り組んでいきます。そのために、教育委員会と学校は、すべての差別を取り除き、自分が住む地域社会の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって、子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めていきます。そして、本市の教育を常に発展させていき、子どもたちが自分自身を大切にするとともに、他者も同じように大切に、一人ひとりが共に生きる共生社会への形成につながる「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を目指して、一人ひとりの学びの権利を保障していきます。

5 国分寺市の特別支援教育の実施状況

(1) 市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況

国分寺市では、第1次から第4次の国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づき、特別支援教室や特別支援学級の設置を進めてきました。下の表は、令和6年度における市立小・中学校特別支援学級及び特別支援教室、サポート教室の設置状況を示したものです。

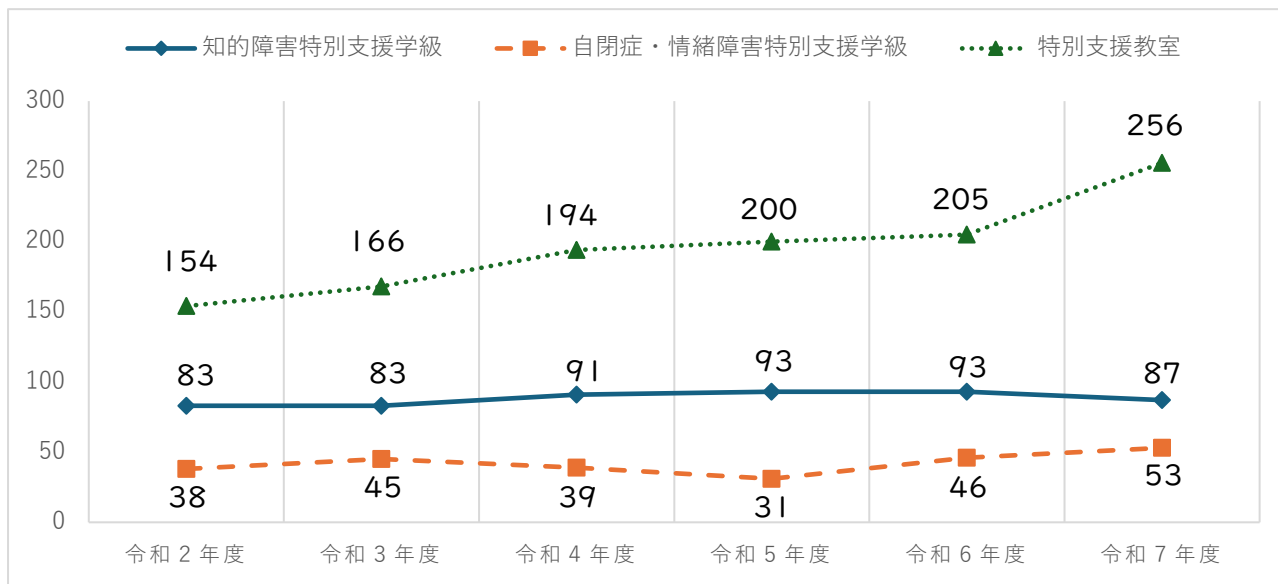
【市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況（表中の年度は設置年度）】

	知的障害 特別支援学級	自閉症・情緒障害 特別支援学級	特別支援教室	サポート教室
第一小学校			平成30年度	拠点校
第二小学校	昭和 63 年度			巡回校
第三小学校				巡回校
第四小学校	昭和 33 年度	昭和 53 年度		巡回校
第五小学校				拠点校
第六小学校				巡回校
第七小学校	昭和 55 年度			拠点校
第八小学校				拠点校
第九小学校				巡回校
第十小学校				巡回校
第一中学校			令和3年度	巡回校
第二中学校	昭和 33 年度	平成 27 年度		巡回校
第三中学校	平成 23 年度			巡回校
第四中学校				巡回校
第五中学校				拠点校

下のグラフは、令和2年度から令和7年度までの国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移について示したものです。

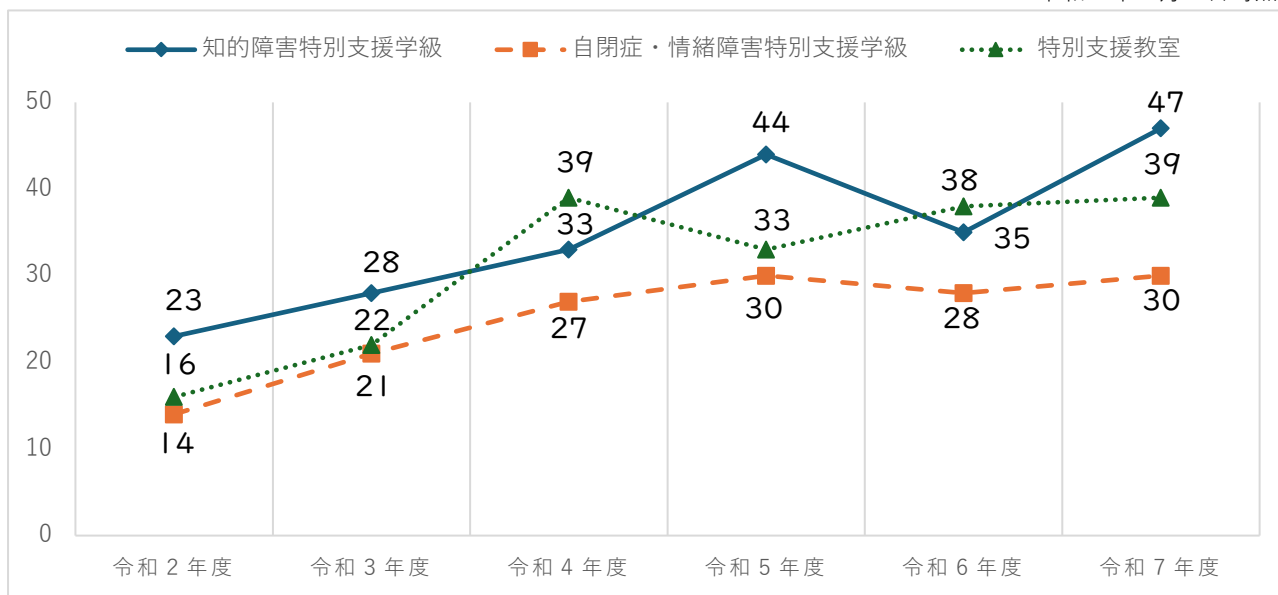
■特別支援学級及び特別支援教室に在籍及び通室する児童数（小学校）

令和7年5月1日時点



■特別支援学級及び特別支援教室に在籍及び通室する生徒数（中学校）

令和7年5月1日時点

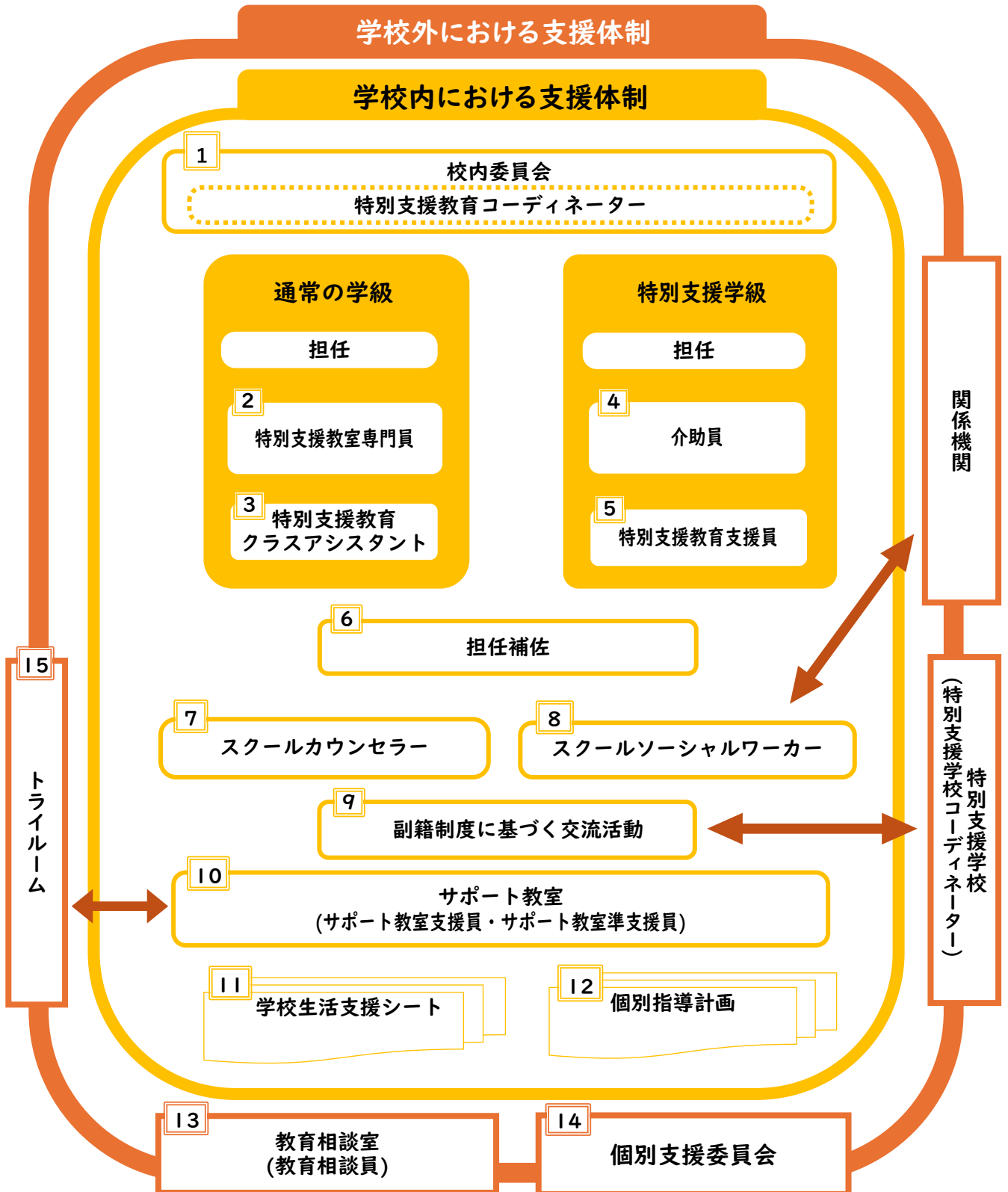


小学校においては、知的障害特別支援学級において、例年90名前後を推移している状況にあります。自閉症・情緒障害支援学級においては、令和2年度から令和7年度にかけて増加傾向にあります。特別支援教室においても、令和2年度から令和7年度にかけて増加傾向にあります。

中学校においては、令和2年度から令和7年度にかけて、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援教室の3つとも、増加傾向にあります。

(2) 義務教育時の支援体制

国分寺市では、第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）を基に、サポート教室支援員やスクールソーシャルワーカーの配置、さらには、個別支援委員会や校内委員会の設置等をとおして、下の図に示す体制で、特別支援教育を推進してきました。また、次ページの表は、本市における特別支援教育の支援内容についてまとめたものです。



【本市における特別支援教育の支援内容】

	支 援	内 容
1	校内委員会 (特別支援教育 コーディネーター)	各学校で指名された特別支援教育コーディネーターが中心となって、市内全小・中学校で、月1回の割合で開催し、特別な支援が必要な児童・生徒への支援の方針について検討している。 特別支援教育コーディネーターは、障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する知識を持ち、保護者や関係機関等との連絡調整役を担当する教職員である。
2	特別支援教室専門員	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導している。特別支援教室には、教材の作成等を担う特別支援教室専門員が配置されている。
3	特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置している。
4	介助員	校長の指導のもと、固定学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身の介助を行っている。
5	特別支援教育 支援員	学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う。
6	担任補佐	きめ細かな対応が必要な、小学校の低学年において、学級担任を補佐し、児童の学校生活をサポートする。
7	スクールカウンセラー	臨床心理士や公認心理師等の資格を有し、教職員と連携しながら、子ども・保護者の抱える問題の解決を支援する心理の専門性の高い者。東京都教育委員会から、小・中学校に原則週1日配置され、児童・生徒や保護者及び教員の相談に応じている。
8	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有し、子どもが抱える課題に対して、関係機関等へつないで解決を図るなど、子どもの置かれた環境を整えるよう取り組んでいる。
9	副籍制度に基づく 交流活動	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。
10	サポート教室 (サポート教室支援員) (サポート教室準支援員)	通常の学級の児童・生徒への教科指導の補充の役割と、学校に通いづらい児童・生徒の居場所の役割として、市内全小・中学校に設置している。サポート教室には、教員免許を有するサポート教室支援員あるいはサポート教室準支援員を配置している。
11	学校生活支援 シート	障害のある児童・生徒について、各学校が長期的な視点に立って「学校生活支援シート」を作成している。作成に当たっては、関係機関と連携しつつ、保護者の参画や意見を反映し、その了解のもと作成している。
12	個別指導計画	児童・生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んで作成している。学校生活支援シートに基づき、各学校できめ細かく計画している。
13	教育相談室 (教育相談員)	教育相談室の教育相談員は、定期的に各学校の巡回相談を行っている。また、個別支援委員会の運営も担っており、保護者と相談しながら、発達検査も踏まえて固定学級及び特別支援教室への入・退級(室)に関わっている。
14	個別支援委員会	障害がある児童・生徒への適切な支援及び就学について検討し、特別支援学級や特別支援教室への入退級(室)の判定を行っている。
15	トライルーム (教育支援センター)	学校に通いづらい児童・生徒に対して、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの機会を提供し、温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰や社会的自立等を目指している。

6 第4次国分寺市特別支援教育基本計画における成果と課題

項目	内容	主な達成状況
(1) 特別支援教育体制の充実 ① 特別支援教育の充実	ア. 通常の学級における指導・支援の充実	全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業、いわゆるユニバーサルデザインを意識した指導・支援に係る研修会を開催した。
	イ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実	特別支援学級連絡会を開催し、特別支援学級教員と巡回指導教員が出席し、指導方法や教材の活用等について、共有を図った。
	ウ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用	小・中学校全校で、特別な支援が必要な全児童・生徒の学校生活支援シートを作成した。
	エ. ICTの効果的な活用の推進	児童・生徒の実態に応じて、GIGA端末を活用し、指導・支援の充実を図った。
	オ. 特別支援教室の運営方法の充実	令和3年に作成した「特別支援教室運営マニュアル改訂版」の見直しを行い、充実を図った。
	カ. サポート教室の運営方法の充実	サポート教室支援員の配置時数を増やし、開室曜日、開室時間を小・中学校ともに拡充した。
② 特別支援教育に関する環境整備の推進	ア. 特別支援学級の環境の充実	令和5年度に小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会を設置し、報告書をまとめた。
	イ. 特別支援教育に関わる支援の充実	特別支援教育支援員やエデュケーションアシスタントを配置し、支援の充実を図った。
(2) 特別支援教育の理解推進 ① 特別支援教育の理解啓発の充実	ア. 障害者理解の取組の充実	各学校において、各教科等で障害者理解に関する授業を行ったり、講師を招聘して校内研修を実施したり、教職員の理解を深めるなど、取組を進めた。
	イ. 交流及び共同学習の推進	特別支援学級設置校において、交流及び共同学習を、児童・生徒の実態に応じて工夫して実施した。

学校アンケートからの成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級の教員が巡回指導教員から、具体的な指導内容、方法に関する助言が得られた。 ・板書のめあてと学習内容のまとめの色、教室に置く物や掲示物の位置を校内で確認するなど、ユニバーサルデザインの取組ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学入学時に情報が十分でなく、校内委員会での支援の検討に遅れてしまうことがある。校種間の連携をより深めていくことが必要である。 ・学年、学級により教室環境の整え方や配慮の仕方に違いがあるため、どの生徒にとっても授業に取り組みやすい環境整備を行うことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの実態把握や指導計画の作成を担当と保護者で面談等を行うことで、指導・支援の充実を図ることができた。 ・市内の研修会に積極的に参加し、子どもの実態に応じた指導方法や教材等について学んだことを指導に生かすことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導の活動で、ねらいを明確化し、子どもに課題意識をもたせることが必要である。 ・少人数での巡回、利用者数の増加等により、より効果的な指導方法や教材開発等の時間の確保が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活支援シートや個別支援計画を作成した児童については、年度末に指導の効果をきちんと評価し、次の指導に結び付けることができた。 ・子どもと保護者と面談を行う中で、両者の思いを受け止め、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、生徒指導の基礎資料となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成時より子どもの成長は早いので、その都度、情報の更新が必要になる。 ・通常の学級に在籍する困難さを抱える子どもへの学校生活支援シート等の作成が中々進んでいない。
<ul style="list-style-type: none"> ・情報を聞くだけでは理解が難しい子どもに対し、プロジェクターや大型テレビを活用することで視覚的に分かるよう支援ができた。 ・書字困難生徒は積極的にタブレットのカメラ機能を活用している。また、電卓やカメラ機能の活用について生徒同士の理解を得られるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・識字や書字に課題のある子どもへの支援に、GIGA端末をより活用していくことが必要である。 ・子ども一人ひとりの障害の状況を把握し、個別最適な活用方法ができるルールの設定や環境整備が課題である。
<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教室運営マニュアル」を活用し、スムーズな流れて運営できている。 ・巡回型の指導が定着し、子どもへの効果的な指導が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入退室等の基準を保護者、生徒、教職員にしっかり理解してもらうことが課題である。 ・特別支援教室を利用することで、成果が上がるであろう子どもを利用につなげることが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・サポート教室支援員が一人ひとりの子どもに寄り添って細やかに丁寧な学習支援を行うことで、子どもの基礎学力の向上につながった。 ・教室への復帰などサポート教室の充実が成果として現れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加もあり、支援員が対応できる時間の確保、また支援員の人材の確保が必要である。 ・利用者増に伴い多様な対応が求められるようになってきた。そのため、支援員の研修や環境の整備が重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修により、特別支援学級の教室環境がかなり整えられた。 ・子どもが増加傾向にあり、教室の確保は必要不可欠である。そのような中、教室の分割工事などを実施し、環境整備が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人数が増え、1教室を2学年で工夫して使用しているが、指示が交差する場面が生じている。 ・自閉症・情緒障害特別支援学級については、少人数の指導が必要な場面が多く、現在は人数が多い。現状では、市内2校程度が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・一定の体制を教育委員会が構築している。 ・特別支援教育支援員の配置が行われ、人的な支援として大変効果的であった。 ・一人ひとりに応じた支援のために、様々な立場の人材が配置されていることはよかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の効果的な活用方法の共有、介助員等への研修が必要である。 ・支援を必要とする子どもが増えていること、支援の内容が多様化していることから、人材の確保が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・1～3年生では、巡回指導教員と担任が、4～6年生では、それぞれの学年の実態に応じて道徳や総合で多様性理解教育を実施している。 ・年度初めに教職員に向けての理解教育を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者理解の体験授業を教育活動の中でさらに展開していく必要がある。 ・障害者理解は、コミュニティ・スクールの取組としても推進していくことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・行事に関しては、運動会や学習発表会で、特別支援学級に在籍している児童は全員、通常の学級の交流学級に入って実施した。 ・様々な場面で交流及び共同学習を行えたことで、多くの子どもが当たり前としてとらえている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの実態に合わせて、教科交流を増やしていくことが課題である。 ・通常の学級と特別支援学級間の教員の連携を密にする必要がある。

項目	内容	主な達成状況
	ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進	副籍制度の利用を希望する全ての児童・生徒が、間接的な交流または直接的な交流を実施できた。
	エ. 特別支援教育に関する研修の充実	年4回以上、市主催の特別支援教育に関する研修会を開催し、教員の資質・能力の向上に努めた。
	オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実	特別支援教育の一貫した取組を進めるために、年5回、担当者が集まり、情報の共有や課題の検討を行った。
	カ. 保護者や地域住民への理解啓発の推進	市ホームページに、特別支援教育に係る資料を掲載し、市の取組や就学相談の情報発信の充実を図った。
②就学相談の充実	ア. 就学相談に関するシステムの見直し	就学相談の申込期限を早め、保護者がゆとりをもって相談することができるよう工夫した。
(3) 教育相談体制の強化 ① 教育相談活動の充実	ア. 教育相談室と学校の連携の充実	教育相談室が、学校での様子を聞き取るとともに、教育相談室からも相談の状況を情報共有し、支援に生かした。
② 不登校児童・生徒等への支援の推進	ア. 不登校児童・生徒等への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	令和6年度に、3D空間のバーチャル・トライルームを開設し、支援の充実を図った。
	イ. トライルームの充実	生徒本人の思いを受け止めながら、学校と連携して進路指導を行い、3月末に通室生徒全員の進路を決定することができた。
③ 関係機関等との連携強化	ア. 福祉等との連携の強化	関係課と連携し、就学支援シートを市ホームページに掲載し、就学前から小学校入学への引継ぎの充実を図った。
	イ. スクールソーシャルワーカー※の活用の推進 ※「SSW」とする	令和7年度から5人のSSWを中学校に配置し、原則中学校区の学校を担当して機動的に巡回できるようにした。

学校アンケートからの成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・副籍制度を活用して、直接交流を実施している学年の子どもは副籍制度の理解が進んだ。 ・校内研修で、副籍交流の流れや実践例を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童が地域で暮らしていくには、更なる理解啓発が必要である。 ・交流を実施するための打ち合わせの時間の確保が難しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・年に2回、講師を招聘し、保護者、教員向けに研修会を開催した。 ・担当の教員は、特別支援教育に関する様々な研修に参加し、専門性を高めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間的な制約があるので、日常的に校内での OJT が行われるのが望ましい。 ・専門性のある教員が校内研修等を開き、支援の仕方について指導する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会の委員は教育相談等に対する理解が深まった。 ・委員会を通して、各学校の取り組みや制度の在り方について確認し、理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ市内であっても、特別支援教育コーディネーターの業務内容等が異なり、全体的な質の向上が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回保護者学習会を企画し、講師を招聘し、講演会を開催した。 ・ブログや学校だより、学校公開における理解教育の実施等を通じて、情報の発信を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室利用では「原則1年間」の意味を6年間で1年間しか利用できないと捉えているケースがあったので、正確な情報を伝える必要がある。 ・特別支援教育の推進について、発信の機会を増やし、理解を進めていくことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援委員会での審議がスムーズに行われるようになった。 ・個別支援委員会の柔軟な対応により、スムーズな支援につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の特別支援教育や発達障害への理解が進んでいくことを含め、変化に対応できるようにシステムを適宜改善していく必要がある。 ・相談件数が増加傾向にある中、スムーズな審議になるよう、校内での正確な実態把握等が課題である。
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職を中心に教育相談室の方々と連絡を取り合えた。 ・スクールソーシャルワーカーを交え家庭との連携についても話し合い、教育相談室としての見解も共有することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報共有の方法は、より一層進めていくことが必要である。 ・学校から気軽に相談できる連携体制の構築が重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、校内委員会で不登校児童の状況確認と支援方針を確認した。定期的に管理職面談や教育支援コーディネーター同席の面談を実施し、保護者と連携しながら支援にあたることができた。 ・集団の中での学習が苦手な生徒や学習についていけない生徒への対応として、サポート教室の充実を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子どものための支援として、サポート教室を活用する方法を研究することが必要である。 ・発達障害が起因である不登校傾向児童について、特別支援教室の体験が可能になったが、「発達障害が起因である」の判断基準を設けるとよい。 ・支援が必要な子どものケース会議を継続的に行い、よりよい支援方法を協議していくことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・トライルーム「ほんだ」の設置やバーチャル・トライルームの運用が進み、支援が充実した。 ・トライルームの連絡会の実施により、校内委員会で情報共有することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の送迎が必要なことなど、利用するまでに保護者にとってハードルが高いので運用方法を改善する必要がある。 ・不登校児の居場所の充実が求められる。自学自習が難しい低学年への支援が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターとは、副校長を通して円滑な連携を図ることができている。 ・病院や福祉機関とケース会議を開き、子どもにとって学びの環境が充実したケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センター以外の関係機関との連携がまだ十分ではない。 ・関係機関との連携で、定期的な情報共有を行うことができなかったため、改善する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・来校する頻度が増え、校内の状況の共有がしやすくなった。 ・SSWが関わった対応件数が増え、教員にも保護者にも理解が広がりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のSSWへの理解が不十分なところがある。 ・家庭の問題はその生徒だけの問題に留まらず、小学校在籍の兄弟等の課題にも繋がるため、小中の連携や情報共有が課題である。

7 令和8年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題

国分寺市特別支援教育推進委員会では、本計画の上位計画にあたる「第3次国分寺市教育ビジョン」との整合性を図りながら、以下のスケジュールで検討を進めてきました。

回	協議内容
第1回 (5/30)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画名及び計画の期間について ○第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)の成果と課題について
第2回 (6/27)	<p>【国分寺市の目指す学びのまちの姿について】 【令和8年度以降の特別支援教育の方向性の検討】 【検討事項1】(1)特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の理解・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ア. 障害者理解の取組の充実 イ. 交流及び共同学習の推進 ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進 エ. 特別支援教育に関する研修の充実 オ. 教育相談・特別支援教育コーディネイト推進委員会の充実 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進 ○指導・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア. 通常の学級における指導・支援の充実 イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用 ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実 エ. 特別支援教室の円滑な運営 オ. サポート教室の運営方法の充実 カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実
第3回 (8/1)	<p>【検討事項2】(2)特別支援教育に関する環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫 イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫 ウ. 支援員等の効果的な活用 ○知的障害特別支援学級(小学校)の新設 <ul style="list-style-type: none"> ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級(小学校)の設置 ○特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応 イ. ことばや聴こえの相談の充実 <p>【検討事項3】(3)教育相談、就学相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校や関係機関と連携した教育相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア. 教育相談室と学校の連携の充実 イ. 課題解決に向けた取組 ○適切な支援や教育につながる就学相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実 イ. 就学相談の機能の充実
第4回 (9/26)	<p>【検討事項4】(4)多様性を尊重する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様性を認め合う学びの機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア. 多様性に関わる学習や取組の実施 イ. 日本語指導の充実 <p>【検討事項5】(5)学びの多様化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童・生徒の教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進 イ. トライルームの充実 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用 <p>【検討事項6】(6)関係機関等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等との連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア. ケース会議等の充実 イ. 福祉等との連携 ウ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進 エ. 医療的ケア児への支援の充実
第5回 (10/27)	<p>【検討のまとめ】 【子どもからの意見募集】</p>

「子どもからの意見募集」 紹介ページ

令和5年4月に施行された「こども基本法」を踏まえ、子どものニーズをよりの確に捉えるとともに、子どもの意見と計画を関連させ、実効性のあるものとする、そして、子どもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響を与えたり、変化をもたらしたりする体験を通して、社会の一員としての主体性を高めることを目的として、「子どもからの意見募集」を実施しました。

寄せられた子どもからのいくつかの意見を、本計画で紹介しています。

概要

令和7年12月に、次の二つの方法で実施

- 市立小・中学校の知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍するすべての児童・生徒を対象に、教育委員会事務局職員によるヒアリング調査を実施
- 通常の学級に在籍する小学6年生及び中学3年生を対象に、GIGA 端末によるアンケート調査を実施（※各学校2学級を抽出）



みなでどのような学校にしたいですか。



他の学級と気安く関わ
れる学校にしたいです。

特別支援学級在籍児童

たとえ性別や国籍などが
違っていても、助けあい、支
えあって平等に教育を受け
られる学校にしたい。

通常の学級在籍児童

通常の学級と特別支援
学級が違うとか、差別やい
じめがない学校にしたい
です。

特別支援学級在籍生徒

特別支援学級に対して、
特別扱いされてほしくな
い気持ちがあります。

特別支援学級在籍生徒

互いの違いを認め合える
ような、共生社会が実現で
きている学校にしたい。

通常の学級在籍生徒

みんなで明るく楽しく
過ごせるようにしたいで
す。

特別支援学級在籍児童

障害のある人や、その親御
さん、障害のある人をサポ
ートしている人(特別支援学級や
武蔵台学園の先生方なども含
めて)全員が笑えるような学校
生活をつくりたい。

通常の学級在籍児童



学年を越えて協力し、学
校の学習・イベントに全力
で取り組み、困っている人
がいたら当たり前のように
支え合う笑顔の絶えない学
校にしたい。

通常の学級在籍生徒

8 令和8年度以降の特別支援教育の方向性

国分寺市特別支援教育推進委員会で検討された内容を踏まえ、令和8年度以降の方向性を構造化しました。個々の項目について、次項「9 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」以降で示します。

一人ひとりに応じたきめ細かな対応の充実

(1) 特別支援教育の充実

取組項目	特別支援教育の理解・啓発
取組内容	学校だよりやブログで、特別支援教育に関する学校の取組を紹介するなど、積極的に発信するとともに、教員研修を開催するなど、教員・子ども・保護者・地域に向け、引き続き理解・啓発を図ります。
具体的な取組	ア. 障害者理解の取組の充実 イ. 交流及び共同学習の推進 ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進 エ. 特別支援教育に関する研修の充実 オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進
取組項目	指導・支援の充実
取組内容	学校は、定期的に校内委員会を実施し、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えながら、指導・支援の充実を図ります。
具体的な取組	ア. 通常の学級における指導・支援の充実 イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用 ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実 エ. 特別支援教室の円滑な運営 オ. サポート教室の運営方法の充実 カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実

(2) 特別支援教育に関する環境整備の推進

取組項目	ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備
取組内容	すべての子どもが集中して学習できる、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境を整備していきます。
具体的な取組	ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫 イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫 ウ. 支援員等の効果的な活用
取組項目	知的障害特別支援学級（小学校）の新設
取組内容	検討委員会の報告書に基づき、児童数の動向を注視して、学級の設置を推進していきます。
具体的な取組	ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級（小学校）の設置
取組項目	特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保
取組内容	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育の場を提供します。
具体的な取組	ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応 イ. ことばや聴こえの相談の充実

(3) 教育相談、就学相談の充実

取組項目	学校や関係機関と連携した教育相談の充実
取組内容	学校や関係機関と連携し、相談者に寄り添い、課題の解決に向けて、引き続き取り組みます。
具体的な取組	ア. 教育相談室と学校の連携の充実 イ. 課題解決に向けた取組
取組項目	適切な支援や教育につながる就学相談の充実
取組内容	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育が提供されるよう、学校、関係機関と連携して、引き続き丁寧な就学相談を行っていきます。
具体的な取組	ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実 イ. 就学相談の機能の充実

(4) 多様性を尊重する教育の推進

取組項目	多様性を認め合う学びの機会の確保
取組内容	「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を踏まえ、外国にルーツを持つ子どもへの支援や、LGBTQの方などの人権課題に係る学習など、多様性を認め合う指導を引き続き進めます。
具体的な取組	ア. 多様性に関わる学習や取組の実施 イ. 日本語指導の充実

(5) 学びの多様化への対応

取組項目	不登校児童・生徒の教育環境の整備
取組内容	学校と教育委員会等が連携し、不登校児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、教育機会の確保に向け、サポート教室やトライルーム、オンライン授業やバーチャル・トライルーム等を活用しながら、それぞれの状況に応じた必要な支援を行います。
具体的な取組	ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進 イ. トライルームの充実 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用

(6) 関係諸機関等との連携の強化

取組項目	関係諸機関等との連携の強化
取組内容	学校は、子どもの支援を行っている様々な関係諸機関とケース会議等を通じて情報共有を図り、課題解決に取り組みます。
具体的な取組	ア. スクールソーシャルワーカーの活用の推進 イ. ケース会議等の充実 ウ. 福祉等との連携 エ. 医療的ケア児への支援の充実

9 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の取組項目

（1）特別支援教育の充実

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
学校だよりやブログでの発信などで、特別支援教育の理解・啓発を行った学校数	15校	15校	15校
学校生活支援シートの作成を必要とする児童・生徒のうち、実際に作成・活用されている児童・生徒の割合	100.0%	100.0%	100.0%

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 特別支援教育の理解・啓発

特別な支援やニーズに合わせた指導を必要とする児童・生徒が増加傾向であることから、教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育についての理解を一層深める必要があります。そのため、学校だよりやブログ*で、特別支援教育に関する学校の取組を紹介するなど、積極的に発信するとともに、教員研修の開催や保護者・地域向け講演会の開催など、教員・子ども・保護者・地域に向け、引き続き理解・啓発を図ります。

【具体的な取組】

ア. 障害者理解の取組の充実

- ・各学校において、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、教育課程に位置付け、人権教育の充実を図ります。
- ・各学校において、発達障害に係る理解教育を教育課程に位置付け、障害者理解の取組の充実を図るとともに、発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないよう、尊厳を保持するための対策を推進します。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会等において、各学校の障害者理解の取組を共有し、自校の取組の改善・充実を図ります。
- ・各学校において、社会福祉協議会による「ふくし体験プログラム」を活用するなど、授業において福祉体験活動等に取り組みます。

イ. 交流及び共同学習の推進

- ・各学校は、交流及び共同学習を効果的に実施するため、児童・生徒及び保護者と意義や実施方法について話し合い、合意形成を図ったうえで、実施します。
- ・市内や他自治体の好事例を共有するなどして、各学校の環境や特色に応じた柔軟な取組を、計画的・継続的に実施できるようにします。特に交流及び共同学習を進めるにあたって、日常的に交流できる場を増やすための「交流計画」を個別指導計画に位置付けるなど、計画的に実施します。

- ・教科等の学習に加え、休み時間や給食、清掃など、生活場面における交流を検討し、特にスポーツや遊びは、相互理解を深める有効な手段として、児童・生徒の希望を踏まえた交流を積極的に支援します。
- ・特別支援学級の児童・生徒が通常の学級の児童・生徒と一緒に校外学習に出掛けたり、通常の学級の児童・生徒が、特別支援学級を訪問し、給食と一緒に食べたりするなど、双方向の交流を目指す観点から、特別支援教育コーディネーター*等も関わりながら組織として支援体制を検討していく必要があり、校内委員会等を活用しながら学校全体で状況を共有し、実施方法を検討します。
- ・年3回開催する特別支援学級・特別支援教室連絡会及び教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会において、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級のそれぞれの実施の目的を踏まえ、交流及び共同学習の実施状況、課題や成果等を共有し、各学校での取組を推進します。
- ・交流及び共同学習を推進するために、研究校を指定するなど、実践的な取組を積み重ね、市内各学校にその取組を還元します。

ウ. 副籍制度に関する理解・啓発の推進（附属資料 P35参照）

- ・センター的機能をもつ都立特別支援学校と連携を図り、教職員への副籍制度の理解・啓発に努めます。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等において、センター的機能をもつ特別支援学校による研修の実施や、各学校の現状の課題、取組事例等について情報共有を行い、改善を図ります。
- ・各学校において、学校だよりやブログ等での発信、保護者会等の機会を生かし、副籍制度の説明をするなどして、理解・啓発に努めます。

エ. 特別支援教育に関する研修の充実（附属資料 P34参照）

- ・知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援教室（巡回指導教員）の専門性を一層高める観点から個別の研修内容を設定し、校外における研修会の充実を図ります。
- ・すべての教員が対象となるよう研修内容を幅広く設定し、特別支援教育に係る資質・能力の向上に努めます。
- ・各学校においては、校内研修会を開き、特別支援学級や特別支援教室の担当教員、特別支援教育コーディネーター等の教員を中心として、児童・生徒の実態把握の方法や発達に応じた支援の在り方など特別支援教育に関する研修を充実させます。
- ・特別支援学級設置校においては、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招聘し、障害のある児童・生徒への指導・支援の工夫等に関する特別支援学校のセンター的機能を活用した研修を実施します。
- ・各種支援員等については、職場での実践を通じて業務知識を身に付ける、いわゆる「OJT（On-the-Job Training）」を基本としながら、各学校が行う校内研修への参加や校外における研修への参加など、幅広い方法を検討し、育成を図ります。

オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実

- ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会を、研修会も含めて年5回開催し、特別支援教育に係る校内体制の在り方等について理解・啓発に努めます。
- ・各学校の実態に基づいた課題について、市内における取組や体制を共有したり、協議をしたりすることを通して、各学校における教育相談・特別支援教育の充実を図ります。

カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進

- ・各学校は、学校だよりや学級だより、ホームページ、ブログ等を通じて、特別支援教育に係る取組を周知します。
- ・各学校は、学校公開や道徳授業地区公開講座等に合わせて、障害者理解に関する授業等を公開したり、保護者や地域住民を対象とした講演会等を行ったり、学校の実情に合わせて理解・啓発の取組に努めます。
- ・教育委員会は、小学校の就学を迎える保護者等を対象として、ニーズを踏まえて、特別支援教育説明会を開催します。
- ・教育委員会は、ホームページにおいて、特別支援教育に係る情報を発信し、保護者や市民への理解の促進と啓発に努めます。
- ・就学相談のしおりや特別支援教育に係る啓発リーフレットを、幼稚園、こども園、保育所、小中学校に在籍する保護者等に配布し、就学相談や特別支援教育の取組の理解・啓発に取り組みます。
- ・例年作成している市内小中学校の特別支援学級や特別支援教室を紹介する冊子「かがやき」において、児童・生徒への多様な支援の実態の理解が促進されるよう内容を工夫し、ホームページへの掲載を通して、市民等への理解・啓発を図ります。
- ・教育委員会は、デジタルを活用した情報発信の在り方についても、研究を進めます。

特別支援学級、武蔵台学園、立川学園、小平特別支援学校などの友達と交流したことで嬉しかったことや、よかったことを教えてください。

【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】

- ・近所の子がいて、遊ぶときにその子なりの意見を頑張ってくれたので、とてもうれしかったです。これからも交流していきたいと思いました。(小学生)
- ・相手の気持ちや立場が分かった(小学生)
- ・交流をすることによってお互いを知って、新しい気づきが生まれると思う。(中学生)

他の学校や学級の友達と、どのような交流をしたいと思いますか。

【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】

- ・ドッジボールやサッカー、野球などの体育がしたいです。(小学生)
- ・友達づくりができるようなイベントがあるといいです。(小学生)
- ・理科や美術の勉強がしたいです。(中学生)
- ・通常の学級と給食や体育の交流をしたいと思います。(中学生)



取組項目 指導・支援の充実

市内の児童・生徒数が増加傾向であるとともに、様々な課題を抱える児童・生徒も増えている状況です。教育のどの場においても、子ども一人ひとりのニーズに応じた対応の充実を図る必要があります。学校は、定期的に校内委員会を実施し、教職員等の協議を通して、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えながら、指導・支援の充実を図ります。

また、次期学習指導要領に向けた国や東京都の動向を注視し、状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

【具体的な取組】

ア. 通常の学級における指導・支援の充実

- ・国分寺市の全小・中学校に設置されている巡回型特別支援教室の利点を生かし、巡回指導教員が在籍学級の担任、専科教員、教科等を担当する教員等に対して、指導内容や支援方法について具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えます。
- ・特別支援教育に関する校内外の研修会を実施するとともに、特別支援学校が有するセンター的機能を活用することで、すべての教職員が特別支援教育への理解を深め、支援の質の向上を図っていきます。

イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進(附属資料 P35~P38参照)

- ・児童・生徒の希望を踏まえるとともに、関係諸機関と連携しながら、児童・生徒の実態に応じて、学校生活支援シート及び個別指導計画を適切に作成・活用していきます。
- ・特別支援学級及び特別支援教室に在籍するすべての児童・生徒について作成するほか、通常の学級に在籍しながら配慮や支援を必要とする児童・生徒に対しても、必要に応じて活用を進めます。
- ・保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等の間で情報を効果的に共有できるよう、ICT*の活用も視野に入れたシステムの導入について検討を進めます。
- ・特別支援学校や地域の関係機関との連携のもと、進学・就職等を見据えた、児童・生徒の将来につながる学校生活支援シートの活用を検討していきます。

ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実

- ・子どもを中心においた学びを実現し、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた利用が図られるよう、GIGA 端末の効果的な活用を推進します。
- ・東京都教育委員会が作成する知的障害のある児童・生徒向け学習者用デジタル教材等を活用し、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるようにすることで、GIGA 端末を活用した効果的・効率的に学習内容を習得できるようにします。
- ・書字や読字に困難さのある児童・生徒が、GIGA 端末による写真撮影やキーボード入力などを代替手段として利用し、学習上の困難を補う合理的配慮のツールとして GIGA 端末を活用していきます。
- ・児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとして GIGA 端末の活用が進むように、特別支援学級・特別支援教室連絡会等で、各学校の活用事例を共有します。

エ. 特別支援教室の円滑な運営

- ・学校全体で特別支援教室の目的や役割に対する理解を深めるとともに、保護者会や個別面談等の機会を通じて、児童・生徒及び保護者にも分かりやすく説明を行います。
- ・児童・生徒、保護者、学級担任、巡回指導教員等が共通理解を図りながら個別指導計画の目標を確認することで、児童・生徒自身が課題意識をもって学習に臨むことができるようにし、保護者・在籍学級担任・特別支援教室巡回指導教員による支援の一貫性を確保します。
- ・市立学校における特別支援教室の運営については、「特別支援教室運営マニュアル」に基づき実施していますが、小・中学校ともに利用者数が増加傾向にあることを踏まえ、今後も利用の推移を注視しながら、必要に応じて運営方法の定期的な見直しを行います。

オ. サポート教室の運営方法の充実

- ・学習に困難を抱えている児童・生徒においては、校内委員会等でサポート教室の効果的な活用を協議し、在籍学級担任とサポート教室支援員の連携のもと、児童・生徒が持てる力を高められるよう支援します。
- ・児童・生徒の実態に応じて特別支援教室と併用して活用し、サポート教室と特別支援教室での指導が在籍学級での学習に結び付くよう重層的な支援を行います。
- ・特別支援教室（巡回指導教員）からの児童・生徒への支援に関する助言を、校内委員会等を通して、サポート教室支援員とも共有していきます。

カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実

- ・特別支援学級・特別支援教室連絡会を通して、効果的な指導方法等を共有し、指導・支援の充実に努めます。
- ・センター的機能をもつ都立特別支援学校による巡回相談などを活用し、指導方法や教材等について、研修を進め、指導・支援の充実に努めます。
- ・巡回指導教員の専門性向上を推進するため、市教育委員会の研修に加え、国や都の研修への積極的な受講や指導教諭の模範授業等への積極的な参加を案内します。
- ・指導主事が各学校を定期的に訪問し、指導内容について、授業観察等を通じた指導・助言を実施するとともに、学校からの要望による特別支援教育に係る相談にも対応します。

学校で学習や生活をする上で、先生に特に気にしてほしいことがありますか。

【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】

- ・書くのが遅いから、たくさん書かれるとその授業の時間に書き終わらない。（小学生）
- ・まとめることが苦手で、話をしをするときに上手く話せない。（小学生）
- ・書くことが多すぎて、時間内に書き終わらない。（中学生）
- ・光が反射して黒板が見えにくい。（中学生）

自分が『とくいなこと』や『にがてなこと』は何だとおもいますか。

【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】

- ・意見を出すのは得意だけど、コミュニケーションをとるのが苦手です。（小学生）
- ・みんなと協力できること、初対面だと緊張してしまうことです。（中学生）



(2) 特別支援教育に関する環境整備の推進

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備が行われている学校数	15校	15校	15校
知的障害特別支援学級(小学校)を設置している学校数	3校	4校	4校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目

ユニバーサルデザイン*の視点に基づいた学習環境の整備

平成19年度の「学校教育法」の一部改正により、特別支援教育制度がスタートし、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズをより丁寧に把握して対応することが一層求められています。また、障害のある児童・生徒への支援だけでなく、様々な実態の児童・生徒が在籍する学級での支援の必要性が高まっています。

そのため、ユニバーサルデザインの「年齢や性別、国籍、身体的な能力、障害の有無などにかかわらず、全ての人にとって分かりやすい」という視点を学校教育の中に取り入れ、すべての子どもが集中して学習できる、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境を整備していきます。

【具体的な取組】

ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫(附属資料 P39参照)

- ・教材や教具の工夫、視覚的な情報の提示、課題提示の明確化、板書時間の配慮、説明の明確化、デジタルの活用など、指導方法や学習形態を工夫し、全ての児童・生徒が自らの理解の仕方に応じて学ぶことができる授業に努めます。
- ・児童・生徒の多様な教育的ニーズに応じた「段階的な支援」の考え方を踏まえ、通常の学級と特別支援学級・特別支援教室による指導との連携・接続を図ります。

イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫(附属資料 P39参照)

- ・日常的に点検や見直しを行い、座席の配置、動線の明確化、整理整頓された空間の確保など、児童・生徒の特性に応じた柔軟な対応ができるような環境づくりに努めます。

ウ. 支援員等の効果的な活用(附属資料 P39参照)

- ・支援員等の配置状況や学校現場からのニーズを丁寧に把握しながら、実態に応じて支援員等を適切に配置します。
- ・支援員等がより効果的に機能するために、校内での研修に加え、校外での研修を設定し、全ての児童・生徒が安心して学びに取り組める教育環境の実現を目指します。
- ・コミュニティ・スクールにおける学校運営への支援の仕組みを活用し、地域人材等を活用した支援を検討します。

取組項目

知的障害特別支援学級（小学校）の新設

令和5年度に「国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会」を設置し、知的障害特別支援学級在籍児童の増加が見込まれることから、必要に応じて新たな学級の設置や学区の変更等について検討を進めました。本委員会の報告書に基づき、児童数の動向を注視して、学級の設置を推進していきます。

【具体的な取組】

ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級（小学校）の設置

- ・市内全体の児童数の動向に注視し、設置計画の検討を進めた結果、令和8年4月に第六小学校に開設することとし、就学相談、保護者説明会、教育課程等の準備を進め、市内4校目となる知的障害特別支援学級を開級します。

取組項目

特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保

自閉症・情緒障害支援学級においては、令和2年度から令和6年度にかけて増加傾向にあり、市内唯一の設置校である第四小学校さつき学級では、令和7年4月当初時点で、53名の児童が在籍している状況です。これは、他自治体の自閉症・情緒障害特別支援学級と比較しても、多い状況となっています。本委員会において、交流及び共同学習の実施、安全面への配慮、通学における課題などの協議があり、早急な対応が求められています。

ことばや聴こえの相談については、本市教育相談室で相談を受け付けるとともに、近隣市等とも連携し、支援を行っています。しかしながら、構音や吃音の相談について、例年一定数の相談があることから、より一層の充実を図る必要があります。

【具体的な取組】

ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応

- ・今後も市内小学校の児童数の増加が予想されており、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童も増加していることから、新たに小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けて準備を進めていきます。
- ・中学校においても、自閉症・情緒障害特別支援学級の生徒数の状況に注視し、設置について検討していきます。

イ. ことばや聴こえの相談の充実

- ・教育相談室で相談を受けた後、必要に応じて、ことばの訓練を行ったり、連携している近隣市の通級指導学級を紹介し、つなげたりするなど、今後も支援の充実を図ります。
- ・ことばの相談が一定数あることから、現状の相談内容や件数を分析し、近隣市等の取組について研究を進め、言語障害通級指導学級の設置について、準備を進めていきます。（附属資料 P40参照）

(3) 教育相談、就学相談の充実

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
【全国学力・学習状況調査】「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	児童 64.3% 生徒 63.5%	児童 67.0% 生徒 66.0%	児童 70.0% 生徒 68.0%

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目

学校や関係機関と連携した教育相談の充実

本市では、児童・生徒の様々な悩みや問題に対し、個別に相談に応じ、その健全な育成を助成するために教育相談室を設置し、教育相談を実施しています。

教育相談室では、児童・生徒や保護者の悩みや思いを丁寧に聞き取り、その背景や改善の方策と一緒に整理し、解決の方向を検討しています。児童・生徒の活動範囲は様々ですが、やはり学校が占める割合は大きく、学校においてどのように活動し、困難さを抱えているかは、教育相談の重要なポイントになっています。そのため、教育相談室では、保護者に学校と連携することの承諾をいただいた上で、学校の管理職や担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等と情報の共有、支援方法の検討などを行っています。

現在の教育相談件数の増加や複雑化・多様化する課題に対応するため、これまでの取組の改善を図るとともに、学校や関係機関とより一層連携し、相談者に寄り添いながら、課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

【具体的な取組】

ア. 教育相談室と学校の連携の充実

- ・相談員と学校の教職員が、児童・生徒や保護者が抱える課題について協議し、課題の解決に取り組めます。
- ・継続的な相談が必要なケースでは、相談員が学校を訪問し、授業観察や教職員と協議を行う巡回相談を実施し、支援の充実を図ります。
- ・デジタルを活用した市内小・中学校等との情報共有の手法などについて、具体的な改善策の検討を進めます。

イ. 課題解決に向けた取組

- ・児童・生徒や保護者が抱える課題に対して、教育相談室では、ケース会議を実施し、学校との連携をとおして、課題の解決に取り組めます。
- ・言語能力や自己認識能力が発達途上で、言語による面接（言語による自己表現）が難しい児童に対して、プレイセラピーを通して、情緒的な課題に対する支援を行います。
- ・児童・生徒や保護者が抱える課題を明らかにし、解決の方向性を共有し、年度内の解決を目指します。解決が図られない場合は、ケース会議等を開催し、継続して相談を行うことや適切な関係機関へ引き継ぎます。

取組項目

適切な支援や教育につながる就学相談の充実

就学相談の件数が増加傾向にあり、特別支援教育や発達障害への理解が進んだことなど要因は様々考えられますが、障害のある子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育を検討する機会が増えていることは望むべき傾向と捉えています。しかしながら、件数の増加に伴い、相談時間の確保や個別支援委員会における審議件数の調整等の課題が生じてきています。

また、就学を迎える子どもやその保護者にとって、自分にあった学びの場を選択することは容易ではありません。特に保護者は就学相談を進めるにあたって、学びの場の選択、就学後の学校生活、さらに進学などに不安や悩みが生じてきます。これらに対して、思いを受け止め、丁寧に相談を進めていくことが重要です。

以上のことから、就学相談システムの改善を図りながら、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育が提供されるよう、学校、関係機関と連携して、引き続き丁寧な就学相談を行っていきます。

【具体的な取組】

ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実

- ・教育相談室を中心に、児童発達支援センターつくしんぼとの定期的な連絡会を実施します。
- ・園や医療などの関係機関との連携を密にしながら、保護者との就学相談における情報共有と方針の検討を丁寧に進めます。
- ・子どもの実態を的確に捉え、教育的支援に繋げるために、就学前施設での観察や行動観察会を実施します。

イ. 就学相談の機能の充実

- ・個別支援委員会での審議件数の増加に対応するため、ICT を活用した運営方法や審議の在り方等を検討します。
- ・各学校においては、学校生活支援シートを活用しながら、校内委員会等の相談体制を整備し、児童・生徒の適応状況や障害特性の変化を継続的に把握するとともに、保護者との信頼関係を大切にしながら、就学先の変更も含めた支援の在り方を柔軟に見直していきます。
- ・教育相談室では、個別支援委員会の審議を通じて継続的な検討が必要と判断された児童・生徒について、次年度の巡回相談の対象として状況の観察や支援の在り方の確認を行います。
- ・学校においては、個別支援委員会の結果や校内委員会の記録を基に、保護者と個人面談等で情報を共有しながら今後の方針を協議し、必要に応じて個別支援委員会の再審議を申請することができるよう、柔軟で丁寧な相談活動を継続します。
- ・教育委員会では、子どもが就学を迎える保護者を対象とした特別支援教育説明会を2月頃に設定し、就学相談の円滑な実施を図ります。
- ・就学相談等の申込み希望数を早期に把握し、個別支援委員会の審議を計画的に実施していくため、各種相談の申込期限の目安を設定します。(附属資料 P40参照)

(4) 多様性を尊重する教育の推進

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
多様性にかかわる学習や取組を教育課程に位置付け、実施している学校数	13校	15校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目

多様性を認め合う学びの機会の確保

グローバルが進んだ社会においては、多様性を尊重する意識や態度、豊かな国際感覚を身に付けることが求められています。特に、少子高齢化、人口減少社会においては、これまで以上に誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指し、アンコンシャス・バイアス*の解消、ジェンダー平等や男女共同参画の推進、多様な性を理解し尊重する意識を醸成する取組を通して、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成することが必要です。また、『国分寺市すべての人を大切にするまち宣言*』を踏まえ、外国にルーツを持つ子どもへの支援や、LGBTQ*の方などの人権課題に係る学習など、障害のある児童・生徒への指導・支援にとどまらず、多様性を認め合う指導を引き続き進め、共生社会の形成に向けた素地を養います。

【具体的な取組】

ア. 多様性に関わる学習や取組の実施

- ・各学校の人権教育の担当者で構成する人権教育推進委員会を開催し、LGBTQ などに係る学習について、取組の共有と研究を進め、指導の充実を図ります。
- ・特別支援学級における合同宿泊行事(小学校)や合同学習発表会(小・中学校)、特別支援学級交流会(知的)を通して、特別支援学級間の交流を進め、より多くの他者と出会い、学ぶ機会を設定します。
- ・児童会・生徒会フォーラムを開催し、市内小・中学校の児童・生徒が協議を通して、他者と関わり合い、多様性を認め合う機会を設定します。

イ. 日本語指導の充実(附属資料 P41 参照)

- ・日本語指導を必要とする児童・生徒の状況をより正確に把握するため、チェックリストを活用して実態を把握し、より早期に支援を得ることができるようになります。
- ・児童・生徒が学校において日常生活及び学習活動を営む上で最低限必要となる基礎的な日本語を指導するため、日本語指導員を配置します。
- ・日本語指導員による指導を終えた後、必要に応じて、人権平和課による「日本語支援サポーター」や「こいがくば国際教室」の利用など、関係課と連携し、日本語学習のサポート制度の充実を図っていきます。

(5) 学びの多様化への対応

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
不登校児童・生徒全員が学校内外の機関の指導や相談につながっている学校数	4校	10校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 不登校児童・生徒の教育環境の整備

不登校の要因は、発達の段階で生じる悩みや不安など様々あり、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校を問題行動であると受け取られないよう配慮することが重要です。学校と教育委員会等が連携し、不登校児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、外部の専門機関とも連携を図り、教育機会の確保に向け、サポート教室やトライルーム、オンライン授業、バーチャル・トライルーム*等を活用しながら、それぞれの状況に応じた必要な支援を行い、社会的自立等へとつなげていきます。

【具体的な取組】

ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進(附属資料 P41 参照)

- ・不登校の要因は様々考えられ、コミュニケーションの苦手さなど個々の特性が関係している場合や周囲の音やにおいなどの環境の要因が影響している場合など、またそれらが複合的に関連している場合などがあることから、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえた個別の対応をしていきます。
- ・学校では、校内委員会を開催し、特別支援教育コーディネーターや不登校対応担当教員が中心になって、環境調整や関係機関との連携等について検討を進めていきます。
- ・デジタルを活用した児童・生徒と教員の双方向のやり取りや学習コンテンツの活用、オンライン授業等を実施するなど GIGA 端末を積極的に活用し、児童・生徒の実態に合わせて実施していきます。
- ・自己のペースでの学習や人との関わりへの不安という視点から、3D メタバース空間を利用したオンラインコンテンツを活用するなど、GIGA 端末を活用した居場所づくりや学習支援を通じ、スモールステップでの自立を支援します。

イ. トライルームの充実(附属資料 P41 参照)

- ・学習の機会と人との触れ合いの機会、多様な体験の機会を提供していきます。
- ・児童・生徒の思いを尊重しながら学校復帰や社会的自立を目指していることから、デジタルを活用したトライルームと学校の連携の充実を図ります。
- ・「トライルームひかり」と「トライルームほんだ」を開設し、市の西側と東側に在住する児童・生徒が通室しやすい環境を整えていることに加えて、不登校児童・生徒数の増加に伴い、市内3か所の目となるトライルームの開設の検討を行います。

ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用

- ・校内委員会で対象となる児童・生徒への支援方法を検討し、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえた上で、サポート教室の運営を工夫します。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネイト推進委員会等において、サポート教室の効果的な運営方法の共有を図り、活用方法の工夫を図ります。

友達関係などの人との関係で、むずかしいと感じることはありますか。

【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】

- ・自分の気持ちをうまく伝えられない。(小学生)
- ・自分と意見が違うけど、なかなかそのことを言えない(小学生)
- ・お互いの意見がずれてしまったときです。相手の意見をしっかりと分かった上で解決していきたいです。(小学生)
- ・自分の言葉が本来想定していない意味で相手に伝わってしまうことがあるから、自分の気持ちを正しく伝えられるように心がける。(中学生)
- ・複数人で過ごすときは、自分と誰かの関係だけでなく、誰かと誰かという他人同士の関係も考えて行動したり言葉を発したりしなければならないので難しい。他の人の気分を損ねないように発言に気を付けていきたい。(中学生)

先生や友達に手伝ってもらってうれしかったことはありますか。

【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】

- ・友達になぐさめてもらったのがうれしかったです。(小学生)
- ・相談に乗って解決できたら楽しいです。(小学生)
- ・部活動で分からないときに教えてくれたことです。(中学生)
- ・大変なことを手伝ってくれたり、黒板をきれいにするのを手伝ってくれたりしたのがうれしかったです。(中学生)
- ・たくさん物を持っているときに、手伝ってもらえてうれしかったです。(中学生)



(6) 関係機関等との連携の強化

目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
ケース会議等の実施により関係諸機関との連携を 図っている学校数	15校	15校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

取組項目 関係諸機関等との連携の強化

児童・生徒とその保護者へ必要な支援を進めていく上では、関係機関等の連携を欠かすことはできません。特にスクールソーシャルワーカー*は、児童・生徒の様々な「困りごと」に応じて、環境へ働きかけ、関係機関と『つながり』ながら児童・生徒を中心とした支援のネットワークを作っていく役割を担っています。複雑化・多様化する課題を解決するために、スクールソーシャルワーカーが連携の中心となり、学校は児童・生徒の支援を行っている様々な関係諸機関とケース会議等を通じて情報共有を図り、課題解決に取り組めます。

また、令和3年9月施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の目的に基づいて、医療的ケアを必要とする児童・生徒（以下、「医療的ケア児」といいます。）が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように、学校・保護者・医療・福祉等関係機関と連携し、環境・体制の充実に向けた検討を進めます。

【具体的な取組】

ア. スクールソーシャルワーカーの活用の推進(附属資料 P42参照)

- ・中学校にスクールソーシャルワーカーを配置して、原則中学校区の学校を巡回し、機動的なアウトリーチ*型の支援を行います。
- ・各学校の SSW 担当者と密に連携を図り、担当校の校内支援委員会や教育相談部会等に出席した際は、児童・生徒が抱える課題に対する情報やアセスメントについて、情報共有を行うことで、福祉的視点から保護者及び教職員への助言を行います。
- ・教育委員会が作成したスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインに基づき、学校が効果的にスクールソーシャルワーカーを活用できるように、生活指導主任会や教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等で、取組の共有を図ります。
- ・月4回程度、スクールソーシャルワーカーが集合し、事例検討や教育資源の情報共有、関係機関等との協議を通して、課題の解決を目指します。

イ. ケース会議等の充実

- ・児童・生徒が抱える課題の解決には、学校だけでなく、関係機関等との連携が不可欠であることから、積極的にケース会議を開催し、具体的な解決策について、協議します。

- ・対象となる児童・生徒やその家庭に必要な支援を明らかにし、どのように実施するのか、決定することを目的としてケース会議を開催し、生活指導主任会や教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等で開催方法の研究を進めていきます。
- ・ケース会議の開催にあたっては、必要に応じて、クラスアシスタント等の支援員も参加者とするとともに、保護者と情報共有し、一層の充実を図ります。

ウ. 福祉等との連携

- ・こども家庭センターや児童発達支援センターつくしんぼ、児童相談所、障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス、医療機関、少年センター、警察、保健所等、それぞれの児童・生徒に関わる様々な関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に向けた方策を検討します。
- ・福祉分野等の関係機関と連携を図り、小学校入学の際には、就学支援シート*の内容を引き継ぐことや障害児支援利用計画と学校生活支援シートの活用に努めます。
- ・福祉部局と連携して放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉制度について更なる周知を図り、活用する児童・生徒への支援が円滑に行われるよう、学校と事業所が連携し、児童・生徒への支援体制の充実を図ります。

エ. 医療的ケア児への支援の充実

- ・医療的ケア児が学校において心身の状況に応じた適切な支援が受けられるように、国分寺市医療的ケア児支援関係者会議では、教育・保健・医療・福祉などの関係機関が相互に連携を図り、支援体制の充実に向けた検討を進めます。
- ・学校が安全に安心して医療的ケア児の受入れができるようにするため、国分寺市立学校医療的ケア児看護師等派遣事業実施要綱に基づき、医療的ケアに係る看護師等を派遣し、適切な支援の充実に努めます。

学校生活において『もっと支援があったらいいな』と思うことはありますか。

【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】

- ・友達関係で困った時に相談できるところがあるとよい。(小学生)
- ・どんな人でも、自分のペースや能力に合った方法で勉強できる支援があるとよい。(小学生)
- ・先生との二者面談を積極的にやってほしい。(中学生)
- ・放課後、自習の時間をつくってほしい。(中学生)

困っているときに、誰かに相談できていますか。相談しやすくするにはどうするとよいですか。

【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】

- ・先生や兄弟、家の人に相談しています。(小学生)
- ・相談できることを教えることが大事だと思います。(小学生)
- ・信頼している人が周りにいるとよいと思います。(中学生)
- ・グループで相談すると相談しやすいです。(中学生)



附属資料

■特別支援教育を推進する上での研修体系

研修内容	管理職	コーディネーター	特別支援学級担任	巡回教員	通常の学級教員	若手教員	中堅教員	支援員等
特別な支援を必要とする児童・生徒への支援	○	◎	○	○	◎	○	○	○
知的障害特別支援学級における指導の充実	○	○	◎	○	○	○	○	○
自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実	○	○	◎	○	○	○	○	○
自立活動の特質を踏まえた指導・支援の充実	○	○	○	◎	○	○	○	○
療育機関や福祉サービス等の社会資源の活用	○	○	○	○	○	○	◎	
特別支援教育の基礎・基本	○	○	○	○	○	◎	○	◎

◎…主たる対象者 ○対象者

■令和8年度以降の研修について(案)

研修会名	令和8年度以降		研修内容
夏季研修会	半日 × 4回		特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
			知的障害特別支援学級における指導の充実
			自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実
			自立活動の特質を踏まえた指導・支援の充実
若手教員育成研修	1年次	半日	特別支援教育の基礎・基本等
	2年次	半日	
	3年次	半日	
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	11年次	全日	療育機関や福祉サービス等の社会資源の活用

■副籍制度について

副籍制度は、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、国分寺市立の地域指定校に副次的な籍を置き、交流を図ることで、同じ地域に生きる人間として、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ重要な場になると考えます。

交流活動には、学校だよりや学級だよりの交換等を中心とした「間接的な交流」と、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」があります。

【間接的な交流】	お便りの交換の方法には、①郵送をする、②都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校に届ける、③地域指定校の児童・生徒が都立特別支援学校の児童・生徒の自宅を訪問して手渡しする等の方法が考えられます。
【直接的な交流】	各教科や道徳科、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間、外国語活動（以下教科等という）において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。教科等における交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても教育効果が高まるように、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。

■学校生活支援シートの活用

学校生活支援シートは、児童・生徒や保護者の希望を踏まえるとともに、児童・生徒を中心に、保護者や関係機関がそれぞれの役割分担を確かめ、必要となる支援を行っていくためのものです。また、これまで行ってきた支援を整理するとともに、支援に関する必要な情報を記載し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくためのものでもあります。さらに、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものでもあり、学校内における支援だけではなく、学校卒業後も適時・適切な支援を受けることができるよう、関係機関等と連携して学校生活を支えるという視点を持つことが大切です。

【学校生活支援シートの活用の流れ】

- (1)学校生活支援シートの作成が必要な児童・生徒を校内委員会で確認する。
- (2)年度当初の保護者会をはじめ、様々な機会を捉えて、学校生活支援シート作成の意義や活用方法等について説明する。
- (3)学校生活支援シートを基に、保護者との面談を原則としながら、電話やオンラインを活用するなど、柔軟に対応し、学期ごとに行う。
- (4)関係機関等と会議を行う際には、必要に応じて保護者の出席を促すなどして、共通理解を図るようにする。
- (5)進学または転学に当たっては、保護者に学校生活支援シートの引継ぎについての確認を得た上で、進学先または転学先の学校へ引継ぐ。

【参考様式】

学校生活支援シート

フリガナ		性別	学年・組
氏名			
学校		校長名	
		担任名	
備考			

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）	
本人から	
保護者から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

3 支援の目標	
支援の具体化（合理的配慮）	
学校の指導・支援	家庭の支援
交流及び共同学習の実施に関して、本人及び保護者との合意の上、実施方針を記載する。	

4 支援機関の支援			
在籍校	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	() ~ ()	
	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	() ~ ()	
	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	() ~ ()	

5 校内委員会及び個別支援委員会の記録		
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等

6 成長の様子

7 来年度への引継ぎ

8 作成・更新の確認				
校長印	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
作成担当者印				
保護者 氏名・印	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

■個別指導計画の活用について

学校生活支援シートに示された「学校の指導・支援」の中でも、学習に関する支援を具体化したものが個別指導計画です。個別指導計画は、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定していきます。個別指導計画を作成するにあたっては、学校生活支援シートの内容を踏まえるとともに、学校における教育課程や指導計画等を考慮する必要があります。

【参考様式例】（小学校特別支援教室用）

令和 年度 個別指導計画

国分寺市立	小学校	年	組	氏名
在籍学級担任			特別支援教室担当	

◎指導目標（長期計画）

在籍学級での目標
特別支援教室での目標
(1)
(2)

◎短期目標と手立て及び評価

在籍学級	短期目標 (1) (2)	評価 ・ ・
	手立て (1) (2)	

特別支援教室	短期目標 (1) (2)	評価 ・ ・
	手立て (1) (2)	

校長印	担任印	担当印	時数	家庭での支援	保護者印

■ 学校教育におけるユニバーサルデザインの視点

【学習環境の整備】

1 場の構造化

整理整頓を徹底し、常に同じ環境で安心でき、落ち着いて授業に向かえるようにする。



2 刺激量の調整

掲示物の精選や余分な音の刺激を減らすことで、必要な情報に集中できるようにする。



3 ルールの明確化

必要な場所に文字や絵でルールを示し、自らルールに気付き、守れるようにする。

4 互いを認め合う工夫

様々な個性を理解し合い、互いのよさを認め合えるような関わりを大事にする。



5 時間の構造化

授業をいくつかの活動に区切り、流れを明示し、見通しをもって参加できるようにする。

【指導方法の工夫】

1 焦点化

授業内の情報量を減らして、ねらいに集中できるようにし、思考や活動場面を増やす。



2 視覚化・情報伝達の工夫

大切な情報を視覚的に示し、再確認できるようにする。

3 共有化・参加の促進

少人数での意見交換の活動などを取り入れ、全員に発言の機会を設ける。

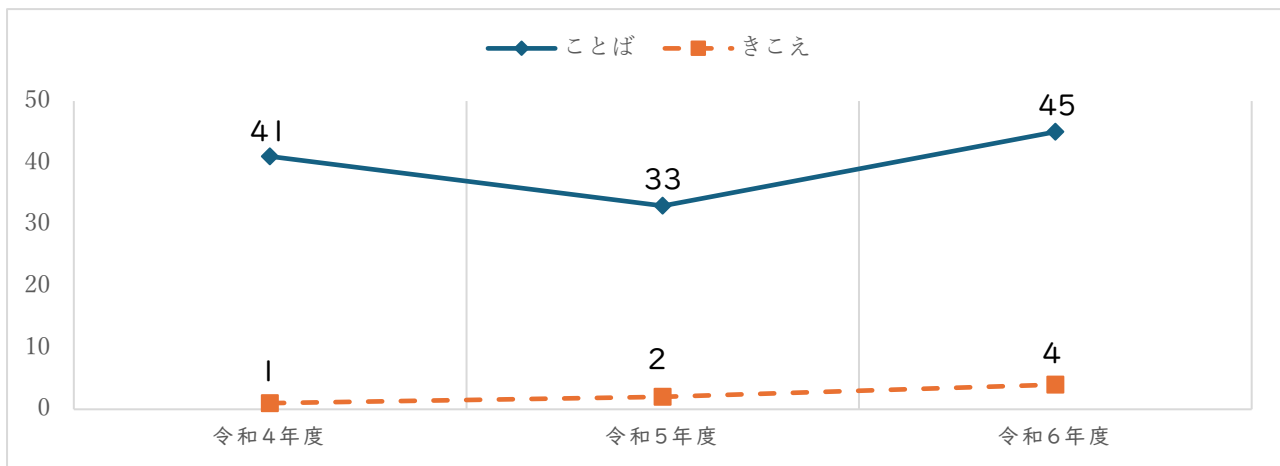
【参考】「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」平成29年3月 東京都教育委員会

■ 支援員等の職務一覧

学校には多様な人材が配置されており、児童・生徒を支援する仕組みが整っています。学校は、次の人材を効果的に活用することが重要です。

人材	対象	職務の内容
担任補佐	通常の学級	きめ細かな対応が必要な、小学校の低学年において、学級担任を補佐し、児童の学校生活をサポートする。
特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図る。
特別支援学級 介助員	特別支援学級	校長の指導のもと、特別支援学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身の介助を行う。
特別支援教育 支援員	特別支援学級 通常の学級	学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う。
サポート教室支援員 サポート教室準支援員	通常の学級 特別支援学級	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、校内に設置したサポート教室において個別指導等を行う。また、学校に通いづらい児童・生徒への個別支援を行う。

■ことばや聴こえの相談件数



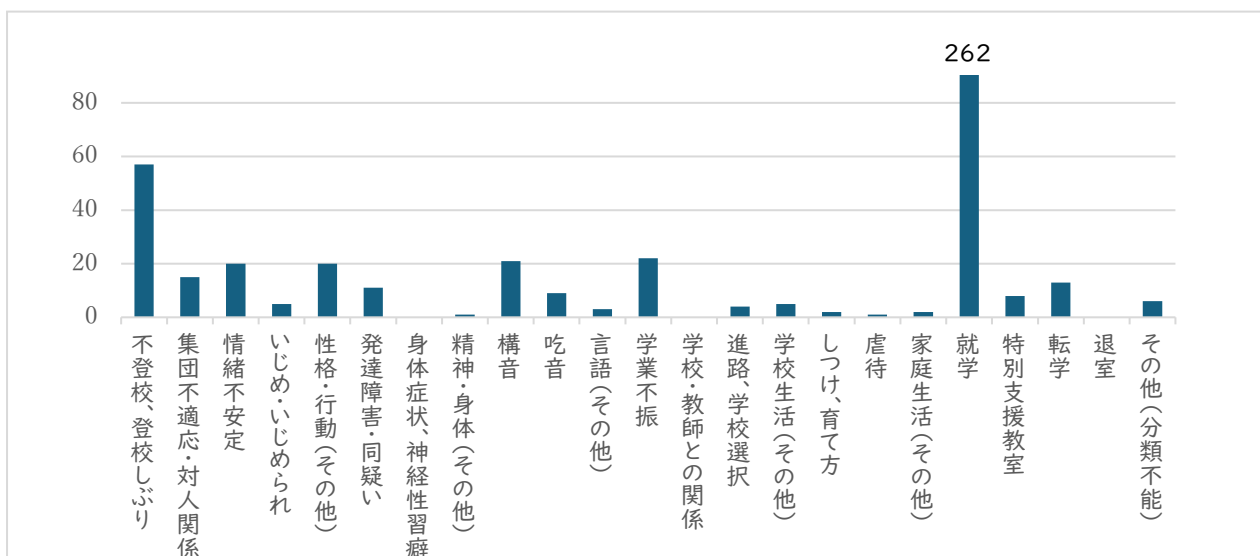
※相談及び訓練を実施した子どもの人数

■就学相談等における申込期限の目安（小学校及び中学校共通）

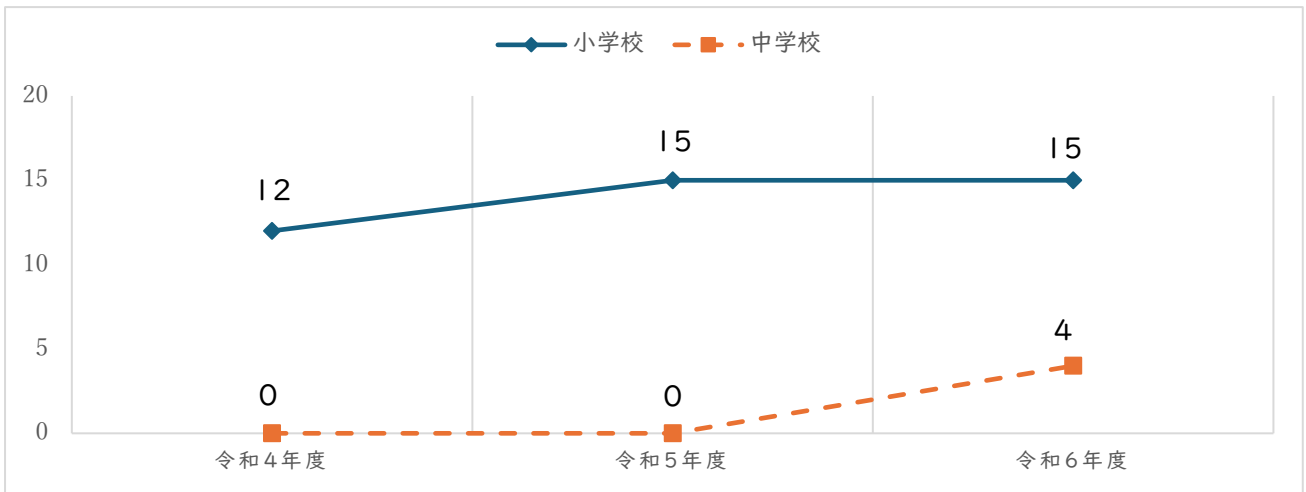
相談内容	対象	申込期限
就学相談	次年度入学者	入学の前年度4月から7月末まで
特別支援教室の入退室	年度途中の入室 年度途中の退室	その都度申し込み
	次年度、1学期から入室 3学期までで退室	当該年度の1月中旬まで
特別支援学級・特別支援学校への転学等	転学等希望者	転学等を希望する前年度11月末まで

※上記の申込期限は目安であり、期限以降であっても、個別の状況によって対応する。

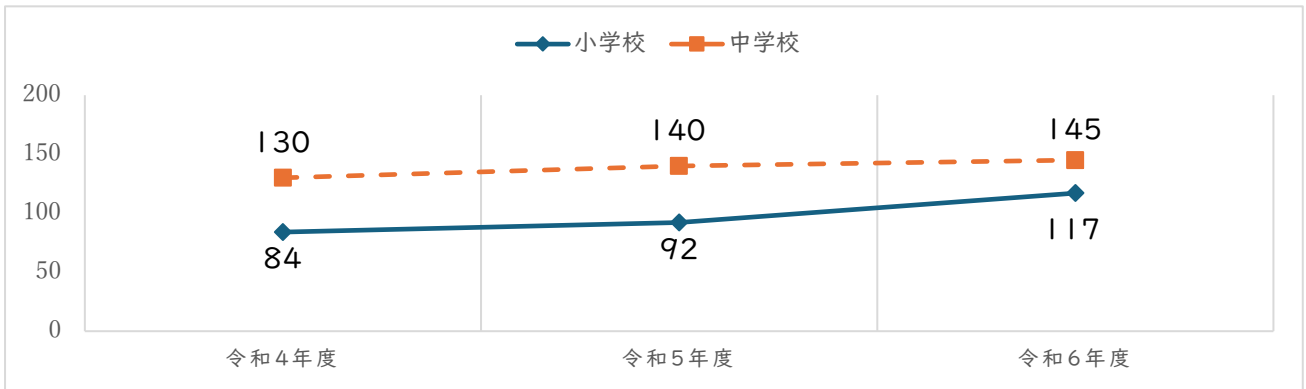
■令和6年度 教育相談主訴分類



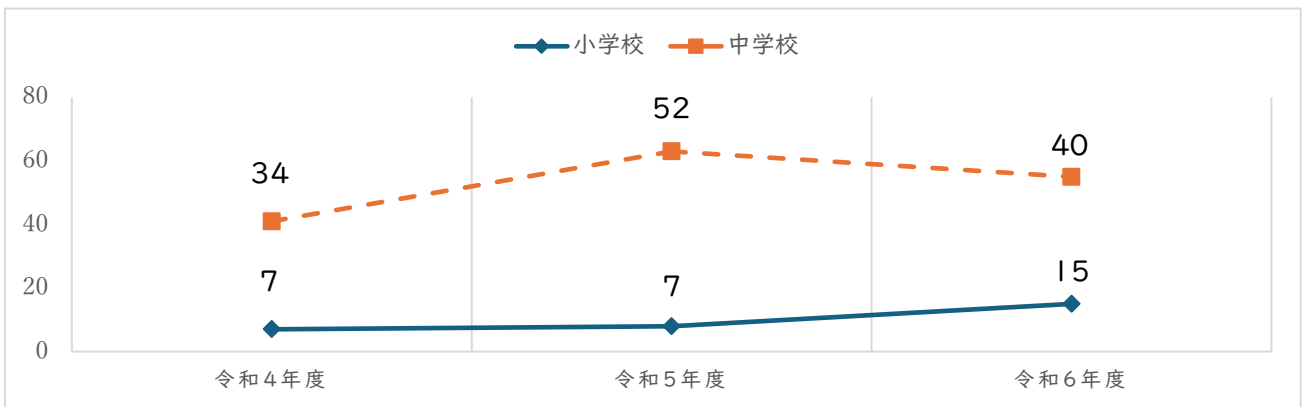
■日本語指導員による日本語指導を受けている児童・生徒数



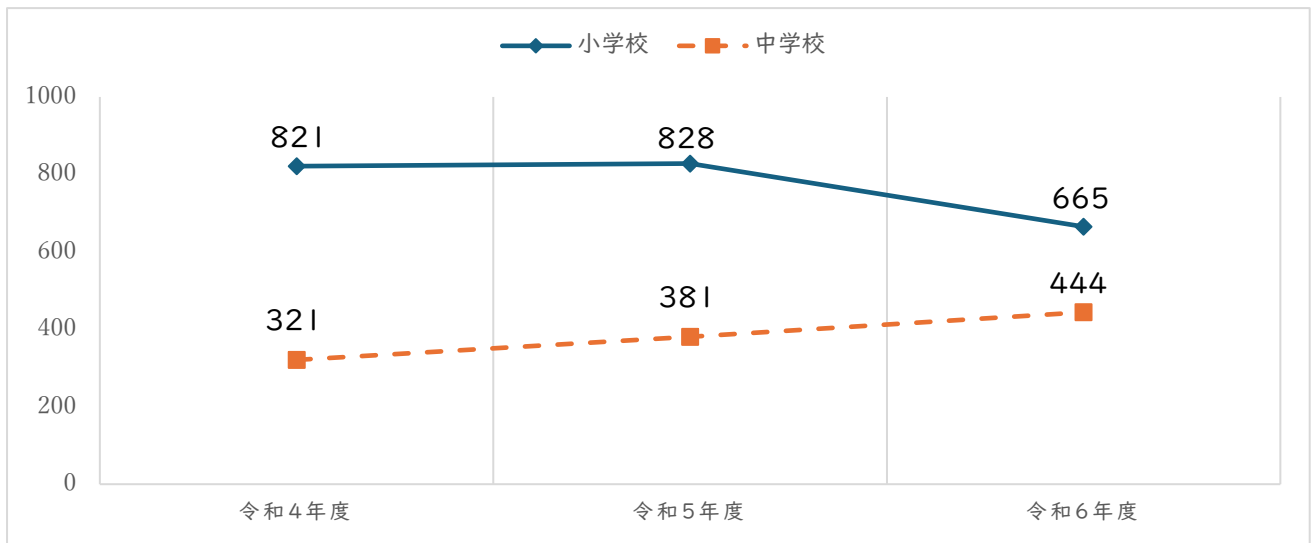
■国分寺市立小・中学校における不登校・児童生徒数



■トライルーム登録者数



■スクールソーシャルワーカーの支援の対象となった児童・生徒数



語注一覧

アウトリーチ	支援が必要な対象者のいる場所に、公的機関が出向いて積極的に働きかけること。
アンコンシャス・バイアス	無意識の偏見の意味で、自分自身では気付いていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」のこと。
合理的配慮	平成28年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、示されたものです。障害のある児童・生徒が、平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある児童・生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるものを言います。学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものを指します。
就学支援シート	幼稚園や保育園で個々の幼児について配慮していることについて、保護者と共に作成し、あらかじめ小学校に伝えることで、円滑な就学が迎えられることを目的としています。
特別支援学校(知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を指導することを目的としている。
LGBTQ	Lesbian(レズビアン、性自認が女性で同性を好きになる人)、Gay(ゲイ、性自認が男性で同性を好きになる人)、Bisexual(バイセクシュアル、両性を好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、や Questioning(クイアやクエスチョニング、自らの性の在り方について、特定の枠に属さない、あるいは分からない人)の頭文字をとった言葉。セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を表す総称の一つとしても使われることがある。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信などのコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようにあらかじめ生活環境等をデザインする考え方。
ブログ	web に Log するという言葉の略。日記や記事などが継続的に作成・管理されるウェブサイトのこと。
バーチャル・トライルーム	東京都が提供する『バーチャル・ラーニング・プラットフォーム』を活用し、令和6年度から運用を開始した居場所と学びの場。インターネット上の仮想空間において、1人1台端末を通してコミュニケーションをとることができる。また、学習スペースや教室スペースなどの区画や自学自習用のWEB教材、プログラミング学習などのコン

テンツを有しており、自分に合った学びを進めることができる。

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識をもち、保護者や関係機関との連絡調整役を担当する教員

スクールソーシャルワーカー(SSW)

社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有し、子どもが抱える課題に対して、関係機関等へつないで解決を図るなど、子どもの置かれた環境を整えるよう取り組んでいる。

令和3年12月10日に、すべての人の尊厳を守るために制定された宣言。以下全文。

すべての人はかけがえのない存在であり、すべての人の尊厳は守られるべきものです。

しかし、今もなお世界では尊厳が損なわれる事実が起きています。

国分寺市すべての人を大切にすまち宣言

いかなる理由による差別も受けることなく、すべての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現のため、「国分寺市すべての人を大切にすまち」を宣言します。

Ⅰ 互いの立場を認め合う国分寺市

Ⅰ 互いの意見を認め合う国分寺市

Ⅰ 互いに助け合う国分寺市

令和3年12月10日 国分寺市

国分寺市特別支援教育推進委員会設置要綱

令和3年3月 25 日

要綱第1—2号

最近改正 令和7年3月 28 日

(設置)

第1条 第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(令和4年2月策定)の成果と課題を踏まえ、令和8年度以降の特別支援教育の支援体制、年次計画等について検討するため、国分寺市特別支援教育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(1) 第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)の見直しに関すること。

(2) 特別支援教育の対象児童及び生徒への支援に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員 21 人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 公募により選出された市民 2人以内

(2) 市立小中学校の保護者の代表者 6人以内

(3) 識見を有する者 1人以内

(4) 医師 1人以内

(5) 都立特別支援学校の教諭 1人以内

(6) 市立小中学校の校長 1人以内

(7) 市立小中学校の通常の学級担任教諭 1人以内

(8) 市立小中学校の特別支援学級担当教諭 2人以内

(9) 市立小中学校の特別支援教室担当教諭 1人以内

(10) 福祉部職員 1人以内

(11) 子ども家庭部職員 1人以内

(12) 教育部教育総務課長

(13) 教育部学務課長

(14) 教育部学校指導課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

(謝礼)

第5条 教育委員会は、第3条第3号及び第4号に掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部学校指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

委員会名簿

	職名等	氏名
学識経験者	東京家政大学家政学部児童教育学科教授	半澤 嘉博
医療関係者	むさしの小児発達クリニック児童精神科医	川崎 葉子
公募市民	公募市民	井出 怜奈
	公募市民	風岡奈穂子
保護者代表	国分寺市立第十小学校保護者(通常の学級代表)	吉岡 金時
	国分寺市立第二小学校保護者(固定学級代表)	谷村 良枝
	国分寺市立第四小学校保護者(固定学級代表)	高森 友香
	国分寺市立第二中学校保護者(固定学級代表)	古川 貴子
	国分寺市立第三中学校保護者(固定学級代表)	栗原 えみ
	国分寺市立第二小学校保護者(特別支援教室代表)	草野 美幸
教育関係者	都立武蔵台学園主幹教諭(特別支援学校代表)	田中美江子
	国分寺市立第三中学校長(設置校長会代表)	植木 淳
	国分寺市立第六小学校主任教諭(通常の学級代表)	杉本亜紀子
	国分寺市立第四小学校主任教諭(固定学級代表)	片桐多香子
	国分寺市立第二中学校主任教諭(固定学級代表)	水野 雄二
	国分寺市立第五中学校主幹教諭(特別支援教室代表)	小堀 太一
市長部局	福祉部障害福祉課長	宮外 智美
	子ども家庭部子ども発達支援担当課長	前田 典人
教育委員会	教育総務課長	廣瀬 喜朗
	学務課長	村上 航
	学校指導課長	馬場 一平
事務局	学校教育担当課長	關 友矩
	指導主事	渡辺 大輔
	指導主事	稲村 望
	指導主事	柴田 慈
	指導係長	山田 和啓

第5次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(案)パブリックコメントの意見反映状況

1 意見の数

・意見をお寄せいただいた方の数:11(個人10・団体1)
 ・お寄せいただいた意見の数:74件
 ・計画に反映する意見の数:4件
 ・計画に反映済みの意見の数:24件

2 意見の概要及び市教育委員会の回答

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
1	全体	当事者である子どもたちや保護者からの意見をもっと聞いてほしい。	特別支援教育推進委員会では、6名の保護者委員に参加いただきました。また、計画案の段階では、子どもからの意見聴取を実施いたしました。	無
2	全体	諸外国で原則となっているLRE(最も制限の少ない環境)の視点に立ち、分離を前提とした施策ではなく、通常の学級で合理的配慮を完結させる体制を整えてほしい。	国分寺市は、子どもが居住する学区の学校に行くことを基本としており、その方針は、市内すべての子どもに当てはまります。また、いただいた御意見の内容を踏まえ、計画P6、P7のとおり、インクルーシブ教育の視点に基づいた共生社会の実現に向けて取組を進めてまいります。	済
3	全体	学校を「多様性が当たり前の小さな社会」として再定義し、共に学ぶことそのものを教育の価値として据えてほしい。	いただいた御意見の内容を踏まえ、計画P6、P7のとおり、取組を進めてまいります。	済
4	P10 (2)義務教育時の支援体制	親の負担や子どもの我慢に依存しなければ通常学級にいられない現状を「環境の不備」として認識してほしい。	P10(2)「義務教育時の支援体制」にあるように学校内の支援体制を、支援員の配置を含め整えています。また、計画P25「ウ、支援員等の効果的な活用」にあるよう実態に応じて支援員等を適切に配置します。	無
5	P17 子どもからの意見募集	今回の計画策定にあたり、特別支援学級在籍の中学3年生には、アンケートをささなかったようですが何か理由はあるのでしょうか。	特別支援学級に在籍している全児童・生徒には、教育委員会の職員が学校を訪問し、本計画案に基づいて、直接ヒアリング調査を実施しました。	無
6	P17 子どもからの意見募集	希望する全ての当事者(児童生徒・保護者)が意見を表明できるオープンなアンケート形式を導入してほしい。	本計画の作成に当たっては、国分寺市特別支援教育推進委員会を設置し、5回に渡る協議の上、報告書を提出いただきました。また、子どもからの意見募集も実施いたしました。推進委員会では、通常の学級、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者や特別支援教室を利用している児童・生徒の保護者にも委員として参加いただいております。そのため、当事者の評価も、代表者からいただいていると認識しております。	無
7	P20 ア、障害者理解の取組の充実	「発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないように、また合理的配慮を含む必要な支援を受けることについて周囲の理解が得られるように、尊厳を保持するための対策を推進します。」と、内容を追加してほしい。	差別やいじめによって、個人の尊厳が傷つくことのないよう、対策を推進することとしています。合理的配慮を含む必要な支援を受けることについて周囲の理解が得られないことにより、差別的な感情が生じることが考えられます。いただいた御意見については、計画P20「発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないように」の内容に包含されていると考えます。	済
8	P20 ア 障害者理解の取組の充実	発達障害にも様々なタイプがあり、読み書き計算の困難さをもつ「学習障害」も含まれていることについて、明記してほしい。	本計画では、学習障害を発達障害の一つとして捉えており、個々の障害種については記載しておりません。	無
9	P21 ウ、副籍制度に関する理解・啓発の推進	通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の分け隔てなく、地域で育つ子どもたちが参加できるような合同の行事を行ってほしい。	通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの日程を調整することは難しい状況です。地域で生活する子どもたち同士が関わり合える副籍制度等の推進に努めてまいります。	無
10	P21 エ、特別支援教育に関する研修の充実	介助員も含めた、より専門的な特別支援教育を特別支援学級でも受けられるよう、さらに研修を充実させてほしい。	介助員等がより効果的に機能するために、校内での研修に加え、校外での研修を設定し、充実を図ってまいります。	済
11	P21 エ、特別支援教育に関する研修の充実	研修内容に「学習障害への理解と支援・対応方法」に関する項目を含めていただきたい。	既に、学習障害に係る内容についても、研修で取り扱っております。具体的な内容については、今後の運用の中で進めていきます。	済
12	P21 エ、特別支援教育に関する研修の充実	研修の対象を全教員に周知していただきたい。特に、P21L19については「すべての教員(副教科担任も含む)が対象になるよう研修内容を幅広く設定し」としていただきたい。	P21「エ、特別支援教育に関する研修の充実」にあるように、研修は全ての教員を対象としているとともに、クラスアシスタント等支援員も対象とする研修を実施いたします。	済

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
13	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	理解の促進と啓発の内容として、「学習障害などの児童生徒が有していてもおかしくないこと」、「学習障害のために合理的配慮を含む支援を受けることは必要不可欠であること」、「自分に合った学び方の習得と合理的配慮を含む支援がなければ学びの機会が奪われてしまう可能性があること」を含めていただきたい。	具体的な啓発内容に関しましては、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
14	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	日頃、障害者や障害児に接することのない市民に向けて、知らないからこそ生じる偏見を除くために障害への理解の啓発をイベントとしてもっと積極的に発信してほしい。	教育委員会では、市民の方を対象に特別支援教育説明会を実施しています。また、各学校においても、特別支援教育の理解・啓発として、学校だより等での周知に取り組んでいます。今後も、計画に基づいて、保護者や地域住民への理解・啓発を推進していきます。	済
15	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	「特別支援教育に係る啓発リーフレット」に、「学習障害(LD)」、「発達性協調運動障害(DCD)」、「感覚過敏」などの学習の困難につながる可能性のある障害についての情報資料を含めて配布してほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
16	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	不登校傾向にある児童・生徒及び保護者への支援の「見える化」と「質の保証」から、「かがやき」のサポート教室の掲載内容を充実させてほしい。	「かがやき」の掲載内容に関して、市民の特別支援教育に関する理解・啓発を図る観点から、学校の実態の理解が促進されるよう掲載内容の改善を図ることを追記いたします。	有
17	P23 取組項目：指導・支援の充実	各学校において読み書きに困難を抱える児童・生徒への学習支援を強化していくことを盛り込んでほしい。	読み書きに困難を抱える児童・生徒への支援は、特別支援教室で行っており、巡回指導教員が指導内容や支援方法について、具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えてまいります。	無
18	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回型特別支援教室の利点を生かし、巡回指導教員が在籍学級の担任等に対して、指導内容や支援方法について具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えます」については、巡回指導教員のほかに、巡回相談員として言語聴覚士と作業療法士を加えてほしい。	言語聴覚士と作業療法士の教員への支援は、各学校への巡回、集合研修の実施等、様々な方法が考えられます。いただいた御意見は、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
19	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回指導教員と学級担任との間で定期的に情報交換や協議を行い、連携協力しながら指導の実施に当たることを明記してほしい。	各学校で、月一回以上実施している校内委員会を基本としながら、各学校が実態に応じて、適切に情報交換や協議ができるよう教育相談・コーディネート推進委員会等で取組事例を共有し、進めていきます。	無
20	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回指導教員が、指導に当たる学級担任以外の専科・教科担当教員とも連携協力・協議する体制を整えてほしい。	「在籍学級の担任、専科教員、教科を担当する教員等」に変更します。	有
21	P23 イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進	保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等の中で情報を効果的に共有できるよう、ICTの活用も視野に入れたシステムの導入について検討を進めます。」とあるが、続けて「さらに、学級担任や特別支援教室担当だけでなく、副教科担当教員など、当該児童にかかわるすべての教員に情報共有し、活用していきます。」の一文を付記してほしい。	いただいた御意見に関しては、「保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等」に、児童・生徒に関わる全ての教員を含んでおります。	済
22	P23 イ. 学校生活支援シート	小学校と中学校との間での引き継ぎ・連携・協議等の具体的な体制を整えてほしい。	小学校から中学校卒業後まで一貫性のある支援を行うことが重要です。そのため、P23にあるように、学校生活支援シートを活用していきます。活用方法に関しては、教育相談・コーディネート推進委員会で協議し、連携する仕組みを改善していきます。	済
23	P23 ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実	「各学校の活用事例を共有します」については、「各学校の活用事例を共有し、促進していきます」に修正のうえ、学校による格差が出ないように活用を促進してほしい。	本計画は、市内全小・中学校においても推進していくものです。各学校が計画の内容を踏まえ、実態に応じて工夫を取り組んでまいります。	無
24	P24 エ. 特別支援教室の円滑な運営	特別支援教室の教室を確保してほしい。	学校施設環境については、上位計画の第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げています。いただいた御意見は、今後の施設環境整備の中で、参考にさせていただきます。	無
25	P24 エ. 特別支援教室の円滑な運営	特別支援教室に通う交通費の金銭的な助成だけでなく、親が送迎に立ち会わなくても済むシステムの構築をしてほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
26	P24 オ. サポート教室の運営方法の充実	サポート教室支援員が学級担任・通級担当と連携協力・協議できる実質的な仕組みと勤務条件を整えてほしい。	教育相談・コーディネート推進委員会等において、効果的な運営方法の活用方法の工夫を研究していきます。	無
27	P24 カ. 特別支援学級および特別支援教室における指導・支援の充実	「サポート教室」と「特別支援学級及び特別支援教室」において、学習障害に関する専門家である言語聴覚士と作業療法士を相談員として配置してほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
28	P25 取組項目:ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備	通常の学級も含め、教室が不足しています。整備を進めてほしい。	学校施設環境については、上位計画の第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げています。いただいた御意見は、今後の施設環境整備の中で、参考にさせていただきます。	無
29	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	支援員の役割を、単なる「特定の子に張り付く介助係」に留めないでほしい。	特別支援教育クラスアシスタントは、通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置しています。 なお、P10の「本市における特別支援教育の支援内容」に記載しています。	無
30	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	児童を別室へ出すのではなく、専門の支援員が通常の学級の中に「入り込んで」サポートする「プッシュイン型支援」のための人的増員を最優先してほしい。	P25「ウ. 支援員等の効果的な活用」にあるよう、学校現場からのニーズを丁寧に把握しながら、実態に応じて支援員等を適切に配置します。	無
31	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	数値化できない困難を抱える児童も含め、診断や数値の枠を超えた「実態ベース」の柔軟な支援体制を明記してほしい。	市内全小学校に特別支援教育クラスアシスタントを配置し、通常の学級において、障害等のある児童・生徒の支援を行う体制を整えています。また、令和6年度から、必要に応じて特別支援教育支援員を配置しています。今後も、学校現場のニーズを丁寧に把握しながら、支援の充実を図っていきます。	無
32	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	教育支援員の常駐化や増員に予算を転換してほしい。	P10「(2)義務教育時の支援体制」にあるように学校内の支援体制を、支援員の配置を含め整えています。令和6年度から特別支援教育支援員、令和7年度から全小学校に担任補佐を配置し、充実を図っています。	無
33	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	クラスアシスタントに向けた市開催の任用前一括研修の設定を行ってほしい。	学校の実態に応じて申請の時期が、学校ごとに異なるため、任用前に一括で研修を設定していません。勤務開始の際に所属校の管理職が研修を実施するとともに、職場での実践を通じて業務知識を身に付けるOJTを基本としています。また、専門性をより一層高めるために、校内での研修に加え、校外での研修を設定しています。	済
34	P26 取組項目:知的障害特別支援学級(小学校)の新設	ノーマライゼーションを進め、全ての小中学校に、知的障害特別支援学級を常設してほしい。	P7に記載しているように、児童・生徒が適切な学びの場を選択できるようにすることは重要です。御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
35	P26 取組項目:特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	「登校」を支援の条件とせず、不登校の状態でも特別支援学級の専門的な指導を継続する体制を、自治体の「責務」として明記してほしい。	在籍している学校(学級)が、特別支援学級における指導も含めて組織的に不登校児童・生徒を支援してまいります。	済
36	P26 取組項目:特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級について、生徒数の状況に注視し、設置を検討するのではなく、クラスを増室、または他の学校にも設置してほしい。	市内児童・生徒数が増加傾向にあるとともに、自閉症・自閉症情緒障害特別支援学級の児童・生徒も増加傾向にあります。P26「ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応」にあるよう、中学校においても、今後の生徒数の推計を注視し、設置の検討を進めてまいります。	済
37	P26 取組項目:特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	LD(学習障害)の生徒に必要な支援を適切に行ってほしい。	学習障害の児童・生徒へは、P25「ユニバーサルデザインの学習環境への整備」の視点で、支援を行ってまいります。	無
38	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実について	ことばの相談が一定数あることからありますが、国分寺市の場合、具体的な数の把握と、現状の相談内容について、できるだけ早めに把握して言語障害通級学級の設置を進めてほしい。	現状の相談内容や他市の取組状況を参考にしながら、設置に向けて準備を進めていきます。	済
39	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	構音や吃音以外の発達性言語障害についても相談だけでなくトレーニングにつながるような支援を充実させてほしい。	教育相談室では、基本的に言語障害に係る相談や訓練を行っています。このほか、相談者が抱える課題に対して、相談を受け、必要に応じて、適切な支援機関を案内するなどしています。	済
40	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	読み書き困難や学習障害について言語相談・支援できる体制を整えてほしい。	学習障害については、特別支援教室での指導が主となり、特別支援教育コーディネーターと巡回指導教員等が相談を受け付ける体制を整えています。	無
41	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	小中学校への言語聴覚士の巡回により、ことばの学習困難を抱える児童生徒や、気がかりを持っている教員・保護者が学校現場で相談できる窓口を設けてほしい。	学校では、ことばに困難を抱える児童・生徒も含め、在籍学級で学習を進めていく上での困難にかかる保護者からの相談を、教育的視点から特別支援教育コーディネーターや巡回指導教員が受け付けており、必要に応じて、言語聴覚士と連携し、専門的な助言を踏まえ支援策を検討できる体制を整えています。	無
42	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	ことばと聴こえの通級の対象を難聴、構音障害、吃音に限定せず、言語障害に対応するものとして設計してほしい。	言語障害通級指導学級については、指導の対象となる障害種と程度について、国が「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」と示しており、こちらに準じて対応してまいります。	無
43	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	「言語障害通級指導学級」を設置した場合、読み書き計算に困難を抱える児童生徒に関する相談・検査・支援を内容に含めてほしい。	言語障害通級指導学級については、指導の対象となる障害種と程度について、国が「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、通常の学級での学習での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」と示しており、こちらに準じて指導してまいります。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
44	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	P40の令和6年度教育相談主訴分類においては、学習障害の有無に関する調査を行うとともに不登校や学習不振にも学習障害が関係していないかについて調査・分析してほしい。	学習障害に係る相談に関しては、「発達障害・同疑い」に分類しています。児童・生徒を支援するためには、総合的な観点から実態把握と支援を検討していく必要があり、在籍学級と連携を図りながら専門家と交えて協議を行い、児童・生徒が抱える課題解決に取り組みます。今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
45	P26 ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応	何よりも実態の把握と新たに小・中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を早急に進めてほしい。	本計画に基づき、設置に向けて準備を進めていきます。	済
46	P26 ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応	自閉症・情緒障害特別支援学級の新規開設を早急に進めてほしい。	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童が増加していることから、関係課等と連携し、新たに小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けて準備を進めていきます。	済
47	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	言語障害通級指導学級の設置に向けた審議の方向性について、今後の検討になると思うが、LDの児童について、特別支援教室と通級の併用は可能となりますか。	御意見として承り、設置の準備の参考にさせていただきます。	無
48	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	学級担任が変わる毎に難聴児への関わり方についての研修を必須にしてください。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
49	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	国分寺の教育相談に聴覚障害がわかる専門家を配置してほしい。	教育相談室では、言語相談を受け付けており、言語聴覚士の資格をもった専門家を配置しています。	済
50	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	ことばときこえの教室は、需要がどれくらいあるかをよく検討して、設置していく必要があると思います。	状況やニーズを踏まえ、設置の準備を進めてまいります。	無
51	P27 ア. 教育相談室と学校の連携の充実	「教育相談室に必要なアセスメントや検査を行い、効果的な支援につなげる」の一文を追記してほしい。	現在、教育相談室では必要に応じて検査を実施しています。また、必要に応じて、検査の受けられる民間医療機関等を紹介し、効果的な支援につなげております。本計画としては、課題解決のために「学校との連携」を課題解決のために重要としており、「教育相談室と学校の連携の充実」として記載しています。いただいた御意見は今後の運用の中で参考とさせていただきます。	無
52	P28 取組項目：適切な支援や教育につながる就学相談の充実	就学先を、もっと自由に選べるようにしてほしい。 また、不適應を起こした場合、年度途中でであっても、就学先の変更などをもっと柔軟にほしい。	P28「イ. 就学相談の機能の充実」にありますように、就学先の変更を含めた支援の在り方を柔軟に見直していきます。	済
53	P28 取組項目：適切な支援や教育につながる就学相談の充実	教育相談室と学校が、対象となる児童について事前に情報共有するなど、連携して就学相談をすすめてほしい。	御意見のとおり、P28「ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実」に基づき、今後の運用の中で進めていきます。	済
54	P28 イ. 就学相談の機能の充実	就学時健康診断、就学後において、読み書き計算に関するスクリーニング検査を実施してほしい。	子どもが抱える読み書き計算に係る課題については、就学時健康診断の他、就学後、校内委員会で支援を検討するなど、教育相談室とも連携を図り、適切に対応していきます。	無
55	P28 イ. 就学相談の機能の充実	学校生活支援シートには実施された具体的な支援内容を詳細に記述してほしい。	学校生活支援シートは、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものでもあり、本シートの意義について、研修等において改めて取り上げ、効果的に活用していきます。	済
56	P28 イ. 就学相談の機能の充実	中学校への就学において、小学校での支援・配慮の内容が中学校に実質的に引き継がれるよう小・中学校間で連携・協議を行う仕組みをつくってほしい。	小学校から中学校卒業後まで一貫性のある支援を行うことが重要です。そのため、P23にあるように、学校生活支援シートを活用していきます。活用方法に関しては、教育相談・コーディネート推進委員会と協議し、連携する仕組みを改善していきます。	済
57	P29 ア. 多様性に関わる学習や取組の推進	LGBTQ+を学ぶ機会を増やすのであれば、予算確保をしてほしい。また、繊細な内容であることや、学校現場をよく知る方に講師をお願いしてほしい。	各学校では、これまで多様性を学ぶ機会を設定し、取り組んでいます。本計画ではさらに充実させることを示しており、既に予算確保されている中で実施することを基本とし、具体的な指導方法については各学校が考えています。	済
58	P29 イ. 日本語指導の充実について	記載されている関係課が連携したり、日本語教育推進委員会を作成するなどしたりし、国ごとの指差し意思表示カードを作成してデータ保管してほしい。	御意見として承り、P29「イ. 日本語指導の充実」に基づき、今後の運用の中で参考にさせていただきます。	無
59	P30 (5) 学びの多様化への対応	「教育的ニーズ」を重視するということから、学校につながっていない不登校生徒への聴取の仕組みを整えてほしい。	不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げております。不登校の要因は、児童・生徒一人ひとり異なっており、丁寧な対応が必要です。学級担任だけでなく、スクールソーシャルワーカーや、不登校巡回教員が家庭を訪問し、児童・生徒及びその保護者と関係性を作る取組を行っており、具体的なニーズを把握するよう努めています。	無
60	P30 取組項目：不登校児童・生徒の教育環境の整備	既存のSSW や不登校巡回教員の配置を前提としつつも、多様な複数の支援者によるチーム型対応支援者の変更・併用が可能な柔軟な中長期的な関わりを前提とした支援設計を位置づけてほしい。	令和5年度から、不登校巡回指導教員を配置しています。また、令和7年度にスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、中学校区の小学校を巡回する仕組みとしました。不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げております。今後、これらの取組の充実を図ってまいります。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
61	P30 取組項目：不登校児童・生徒の教育環境の整備	給食が登校のきっかけになる児童が一定数いることから、近隣の市のように提供期間を延ばしてほしい。(始業式翌日から提供開始、終業式前日が提供終了)	年間を通した給食の喫食回数は決めており、その回数の中で、開始と終了の次期を学校ごとに設定しています。御意見として承り、今後の参考にさせていただきます。	無
62	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	「不登校の要因は様々考えられ、コミュニケーションの苦手さなど個々の特性が関係している場合や周囲の音やにおいの環境の要因が影響している場合、さらに学習障害などにより学習に困難を抱えている場合など、またそれらが複合的に関連している場合」と内容を追記してほしい。	P30のように、不登校の要因は様々考えられ、不登校の要因は複合的に関連していることから、考えられる要因をすべて記載しておりません。	無
63	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	学習障害の児童・生徒が不登校になる可能性があることについて理解していただけるよう、保護者、児童生徒、教員に対して予防的な啓発活動を推進してほしい。	P20取組項目「特別支援教育の理解・啓発」に基づいて、いただいた意見を含めて取組を進めてまいります。	済
64	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	教育委員会主導による全市統一のオンライン授業システムの構築してほしい。	これまでもオンライン授業の実施は可能な環境にありました。次年度から稼働する次世代教育システムでは、より機能が充実しており、今後、この環境を活用した授業の実施について、各校の個別の実態に応じた対応を研究してまいります。	無
65	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	「誰一人取り残さない教育」を実現するためには、学校外の施設で学ぶ子どもたちも特別支援教育の対象として捉え、組織的な連携強化を明記してほしい。	不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げており、御意見をいただいた内容も含め、充実に努めてまいります。	無
66	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	不登校傾向にある生徒のためのサポート教室について、「特別支援教室との共用」を解消し、年間を通じて同一の教室で毎日開室できる体制を計画内に明記してほしい。	児童・生徒数が増加傾向であることや35人学級の開始など、各学校において、教室数の確保が課題となっており、実態に応じて適切に対応しているところです。いただいた御意見は、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
67	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	サポート教室の設置場所の選定にあたっては、単に「空いている場所」ではなく、「他の生徒の視線が気にならない動線」や「静穏な環境」など、不登校生徒の特性に配慮した設置基準をガイドラインとして策定してほしい。	サポート教室の運営に関しては、不登校対応担当者連絡会で、先進的に取り組んでいる学校の事例を共有し、各学校の取組に生かせるようにしています。児童・生徒の実態や学校の環境に応じて、柔軟に対応することが重要であることから、ガイドラインで画一的に規定するようなことは考えておりません。	無
68	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	サポート教室の支援員の人員の確保を市で進めてほしい。	サポート教室の支援員は、学校からの推薦、または担当課において、教育関係の人材を募集し、勤務条件が可能な方にサポート教室支援員として勤務いただいております。現在、支援員が不足しているということはありません。今後も適切な人材配置を進めていきます。	無
69	P32 取組：関係諸機関等との連携の強化	学童は教育委員会、放課後デイサービスは福祉課などと分けるのではなく、子育て支援課やこども家庭センターなど、課を超えて協力して取り組んでいただきたいです。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
70	P32 ア. スクールソーシャルワーカーの活用推進	スクールソーシャルワーカー(SSW)の活動事例集の作成と公表本計画におけるSSWの活用推進に関連し、「具体的かつ多角的な活動事例集(ケーススタディ)」を作成し、広く公表してほしい。	個別の状況に特化した対応を細やかに実施していきます。そのため、具体的な活動事例集を作成するのではなく、スクールソーシャルワーカーの役割等の周知を進めてまいります。	無
71	P32 ア. スクールソーシャルワーカーの活用推進	スクールソーシャルワーカーを、会計年度職員ではなく、正規の職員としてほしい。	御意見として承り、今後の参考にさせていただきます。	無
72	P33 エ. 医療的ケア児への支援の充実	てんかんのある子どもについては、クラスアシスタントなどの支援員の業務内容になるのか、記載してほしい。	クラスアシスタントの支援の内容は、通常の学級の児童・生徒への介助や支援としており、てんかんのある子どもを含め、困難を抱えている子どもへの支援としています。	済
73	P35 学校生活支援シートの活用	「(3)学期ごとに面談を行う」ではなく、「学期ごとに保護者と連絡をとり、現状を確認したり支援の方向性を確認したりする」に変更してほしい。	学校と保護者が、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認することは重要であることから、対面での面談を原則としながらも電話等を活用して保護者との確認を学期ごとに確実に実施することを追記します。	有
74	P43 語注一覧	語注一覧には「合理的配慮」の文言があるにもかかわらず、計画書本文中のどこにも「合理的配慮」の記載がないことについて、改めていただきたい。	P5、P36に「合理的配慮」を記載していますが、P23「ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実」に、「合理的配慮」の文言を追記します。	有

令和7年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者の決定について

令和8年2月2日（月）に国分寺市教育委員会児童生徒表彰審査会を開催し、23人を令和7年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者として決定いたしました。

被表彰者等の構成及び主な表彰事由は以下のとおりです。

1 被表彰者の構成

- ・小学生 7人（5年生3人、4年生2人、3年生1人、1年生1人）
- ・中学生 16人（3年生7人、2年生6人、1年生3人）

2 主な表彰事由

- ・第99回関東ジュニアテニス選手権大会 14歳以下男子ダブルス 出場
- ・第10回全日本中学女子軟式野球大会 出場
- ・2025 青少年航空宇宙絵画国際コンテスト 優秀賞
- ・第66回全国書道展 推薦賞
- ・令和7年「宇宙の日」記念行事 全国小・中学生 作文絵画コンテスト 作文の部
中学生部門 グランプリ
- ・JFA第31回全日本U-15フットサル選手権大会 東京都大会 準優勝

ほか

令和7年度 卒業式出席者一覧

小学校 令和8年3月24日(火)

学校名	教育委員会側		市長部局側	
第一小学校	教育委員	ふじい たけし 藤井 健志	健康部長	
第二小学校	教育長職務代理者	おおき ももよ 大木 桃代	副市長	
第三小学校	教育委員	たけうち あきら 武内 彰	市民生活部長	
第四小学校	教育部長	ひだか ひさよし 日高 久善	まちづくり部長	
第五小学校	史跡整備担当課長	もろはし ひろみつ 諸橋 広光	市長	
第六小学校	社会教育課長	とよだ やすゆき 豊田 泰之	副市長	
第七小学校	図書館課長	ありが まゆみ 有賀 真由美	子ども家庭部長	
第八小学校	教育長	ふるや まさひろ 古屋 真宏	建設環境部長	
第九小学校	教育委員	つじ あきこ 辻 亜希子	政策部長	
第十小学校	学校教育担当課長	せき とも のり 関 友 矩	総務部長	

中学校 令和8年3月19日(木)

学校名	教育委員会側		市長部局側	
第一中学校	教育長職務代理者	おおき ももよ 大木 桃代	副市長	
第二中学校	教育部長	ひだか ひさよし 日高 久善	市長	
第三中学校	教育委員	つじ あきこ 辻 亜希子	副市長	
第四中学校	教育委員	ふじい たけし 藤井 健志	公共施設マネジメント 担当部長	
第五中学校	教育長	ふるや まさひろ 古屋 真宏	福祉部長	

令和8年度 入学式出席者一覧

小学校 令和8年4月7日(火)

学校名	教育委員会側		市長部局側	
第一小学校	教 育 長	ふるや まさひろ 古屋 真 宏	副 市 長	
第二小学校	学 務 課 長	むらかみ わたる 村 上 航	副 市 長	
第三小学校	教育総務課長		建設環境部長	
第四小学校	教 育 委 員	ふじい たけし 藤 井 健 志	福 祉 部 長	
第五小学校	教 育 委 員	つじ あきこ 辻 亜 希 子	子ども家庭部長	
第六小学校	教育長職務代理者	おおき ももよ代 大 木 桃 代	健 康 部 長	
第七小学校	公 民 館 課 長	おおひなた てるみ 大 日 向 輝 美	市 長	
第八小学校	学 校 指 導 課 長	ば ば いっぺい 馬 場 一 平	財 政 法 務 部 長	
第九小学校	教 育 部 長	ひだか ひさよし 日 高 久 善	市 民 部 長	
第十小学校	ふるさと文化財課長 兼市史編さん室長	よ だ りょういち 依 田 亮 一	都 市 企 画 部 長	

中学校 令和8年4月7日(火)

学校名	教育委員会側		市長部局側	
第一中学校	教 育 部 長	ひだか ひさよし 日 高 久 善	副 市 長	
第二中学校	教育長職務代理者	おおき ももよ代 大 木 桃 代	副 市 長	
第三中学校	教 育 委 員	ふじい たけし 藤 井 健 志	市 長	
第四中学校	教 育 長	ふるや まさひろ 古屋 真 宏	総 務 部 長	
第五中学校	教 育 委 員	つじ あきこ 辻 亜 希 子	政 策 経 営 部 長	

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画について

I 改定の背景と報告の趣旨

市教育委員会では、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担軽減を図るため、国・東京都の動向も見据え、令和6年12月に『国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行推進計画』を令和7年度までの計画として策定しました。

その後、市における部活動改革の進捗状況等や、国・東京都の部活動改革の方針や改革実行期間の設定を踏まえ、令和8年度以降の取組を明確化すべく推進計画の改定作業を進め、内容がまとまりましたので報告します。

II 計画改定版の概要と改定のポイント

計画全体について

◆計画の構成を再整理

現状の把握、将来像、年度別の推進計画、地域連携・地域展開に関する基本的な考え方の順に、計画の体系性を再整理しました。

◆「地域移行」から「地域展開」に名称を変更

国において、部活動改革の理念等をよりの確に示すため「地域移行」から「地域展開」へ名称が変更されたことを踏まえ、本計画においても用語の統一を図りました。

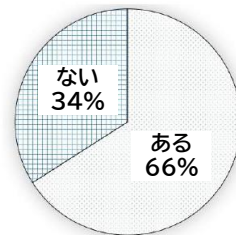
1 国分寺市立中学校部活動の現状 2 児童・生徒への中学校部活動に関するアンケート

◆各種アンケート結果等による市立中学校部活動における現状把握

市立中学校部活動の設置状況、教員・指導者の配置状況等に加え、東京都及び市が実施したアンケート結果を整理し、市立中学校部活動の現状を明記しました。

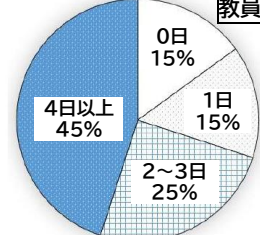
やりたいスポーツや文化芸術活動は学校や地域にありますか

生徒意見



休日の部活動に携わっている日数は月当たり何日ですか

教員意見



3 本推進計画で目指す将来像

◆推進計画で目指す将来像を設定

「生徒」「教員」「地域」の3つの視点から将来像を設定し、本市の部活動改革の方向性を明確化しました。

生徒視点

- 中学校部活動が担ってきた生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保して、生徒が望む活動ができること
- 中学校部活動が担ってきた多岐に渡る教育的意義を継承し、活動をととして生徒が人間形成や人間関係の構築をできること
- 地域連携・地域展開をととして、スポーツ・文化芸術に係る新たな価値を創出して幅広い活動機会が生徒に提供されていること
- 多様なニーズを持つ生徒が、それぞれの希望に応じて参加できる環境が整えられていること

教員視点

- 教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担を軽減して、将来にわたって持続可能な環境が構築されていること
- 指導を希望する教員は、その教育的知見等を生かして地域クラブで兼業し活躍できる体制が整備されていること

地域視点

- 地域連携・地域展開をととして、地域のスポーツ・文化芸術活動を活性化させ、地域のウェルビーイングを向上させること

4 改革実行期間における市教育委員会の推進計画

◆国の示した計画期間に合わせた推進計画を明記

国が示す「改革実行期間(前期・後期)」に合わせ、令和8～13年度の推進計画期間の取組内容を明記しました。

	改革実行期間(前期)			改革実行期間(後期)
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11～13年度
地域展開	休日の部活動の地域展開を「野球」「吹奏楽・合唱」に加えて、「陸上競技」「ソフトテニス」「バドミントン」で開始	第3次国分寺市教育ビジョンに基づいた令和10年度の目標達成に向けて、「9」の種目で休日の部活動の地域展開を実施	第3次国分寺市教育ビジョンに基づき「13」の種目で休日の部活動の地域展開を実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3次国分寺市教育ビジョンに基づき「13」の種目で休日の部活動の地域展開を実施 ● 前期の取組の検証等を行う中間評価を踏まえ、また、国・東京都の動向も踏まえ、平日の部活動の地域展開の実施について検討を進める
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ● 地域展開を見据え、必要に応じて拠点校方式などを実施 			<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ● 中間評価の結果も踏まえて配置を進める

5 地域連携の活用 6 地域展開の推進 7 地域連携・地域展開を進めるにあたり

◆地域連携・地域展開を進めるに当たっての考え方の整理

地域連携・地域展開を進めるに当たっての基本的な考え方を整理するとともに、地域展開を進めるにあたって配慮すべき事項、地域連携・地域展開を進めるための事項について、記載内容を充実しました。

地域連携・地域展開を進めるにあたっての基本的な考え方

地域連携

- 部活動指導員及び外部指導員の適正な配置
- 段階的で柔軟な連携の推進
- 持続可能な実施体制の構築

地域展開

- 休日の取組を優先した地域展開の推進
- 種目特性等を踏まえた実施種目の選定
- 休日の部活動の段階的縮小・廃止の検討
- 地域連携との併用による一貫した指導体制の整備
- 地域展開している種目の検証を踏まえた拡充

地域展開を進めるにあたって配慮すべき事項(記述を充実した主な事項)

保護者の費用負担・・・可能な範囲で負担の軽減を図るとともに、経済的理由により活動機会を失わないよう対応を検討

安全確保・・・地域クラブに保険加入等を講じ、生徒の安全を確保する

地域クラブ認定要件・・・安全かつ適切な運営を確保するため、地域クラブの認定基準を設ける

活動機会の配慮・・・部活動改革により、生徒の活動機会が損なわれることのないよう配慮する

地域連携・地域展開を進めるための事項(記述を充実した主な事項)

周知・広報・・・生徒・保護者等の理解促進を図るため、丁寧な周知・広報を実施する

部活動コーディネーターの活用・・・部活動コーディネーターの役割、取組を進めるための体制



国分寺市立中学校部活動 地域連携・地域展開推進計画

令和6年12月策定(令和8年●月改定)

国分寺市教育委員会

目次

はじめに	1
Ⅰ 国分寺市立中学校部活動の現状	3
Ⅱ 児童・生徒への中学校部活動に関するアンケート	5
Ⅲ 本推進計画で目指す将来像	14
Ⅳ 改革実行期間における市教育委員会の推進計画	15
Ⅴ 地域連携の活用	18
Ⅵ 地域展開の推進	18
Ⅶ 地域連携・地域展開を進めるに当たって	22
参考	24

はじめに

国分寺市立中学校の部活動で地域連携・地域展開を進めるに当たっては、学校と地域が一体となって生徒に豊かで幅広い機会を提供し、この改革をとおして地域のスポーツ・文化芸術活動を進展させていくことが重要です。

地域連携・地域展開を経て変化していく中学校部活動が、この改革に関わる全ての方にとってより良いものとなるように、本推進計画を策定いたします。

1. 部活動をめぐる国や東京都の動き

中学校における部活動は、生徒がその活動を通じて知識や技能を取得するだけでなく、人間関係の構築や人間形成にも寄与する場として、長年に渡り学校で行われる教育活動として大きな役割を担ってきました。

一方、今後更に少子化が進展していく中で持続的に生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、また、昨今の教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担軽減を図る必要があり、その状況等を踏まえ、国・東京都では以下のとおりガイドライン及び推進計画を策定しました。

国	東京都
<ul style="list-style-type: none">●令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定●令和7年12月 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」策定	<ul style="list-style-type: none">●令和5年3月 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」策定●令和6年3月 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」改定

2. 国分寺市における推進計画の目的

国分寺市では、国・東京都のガイドライン及び推進計画を踏まえ、以下を本推進計画の目的とします。

- 部活動が担ってきた生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保
- 部活動が担ってきた多岐に渡る教育的意義を継承し、生徒の人間関係の構築や人間形成に寄与すること
- スポーツ・文化芸術に係る幅広い活動機会を生徒に提供するなど新たな価値を創出すること
- 教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担軽減を図り、将来にわたって持続可能な環境を構築すること

【参考】地域連携と地域展開の違い

●地域連携

学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導員といった地域の方などの参画を得て学校部活動を実施すること、また、部員が少ない等の理由から合同部活動・拠点校方式を実施することをいいます。

※合同部活動＝複数の学校が連携し、一つの部活動を共同で運営する方式。各校の教員、部活動指導員、外部指導員が共同で指導を行う。

※拠点校方式＝特定の学校を拠点として、他校の生徒が参加する方式。拠点校の教員、部活動指導員、外部指導員が指導を行う。

●地域展開

学校部活動を地域クラブ活動に展開させていくことをいいます。学校ではなく地域クラブ活動の運営団体・実施主体が実施するものであり、学校部活動とは責任主体が異なります。

※令和7年12月に、改革の理念等をより明確に表現するため「地域移行」から「地域展開」に名称が変更されました。

※本推進計画での「地域クラブ」は、市からの委託等を受けて地域展開を担う団体を指します。

	部活動		地域展開
	従来型	地域連携	
責任主体	学校(学校教育の一環として)		地域クラブ
参加者	当該校生徒	合同部活動・拠点校方式の場合には市内中学生	市内中学生
場所	当該校施設	合同部活動・拠点校方式の場合には設定された施設(学校ほか)	設定された施設(学校ほか)
費用	部費・用具・交通費等実費		会費・用具・交通費等実費
保険	学校保険		団体加入保険
兼業			教員兼業可

Ⅰ 国分寺市立中学校部活動の現状

1. 国分寺市立中学校部活動の設置状況

令和7年11月時点で市立中学校には合わせて65の部活動があり(運動部38、文化部27)以下のとおり活動しています。

休日に活動している部活動数及び生徒数	平日のみ活動している部活動数及び生徒数
運動部33(種別数:11) →生徒数 1,126名 文化部7(種別数:4) →生徒数 221名	運動部5(種別数:5) →生徒数 164名 文化部20(種別数:17) →生徒数 502名

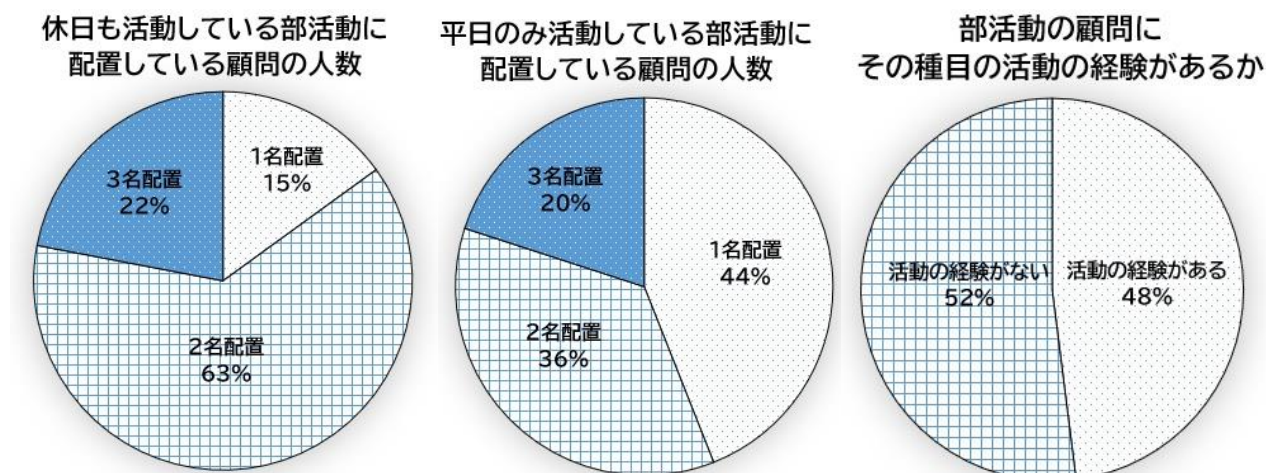
※「休日に活動している部活動」には、大会やコンクールのみで休日に活動する部活動は含んでいません。
 ※本数値は社会教育課で令和6年度に実施した「国分寺市立中学校部活動実態調査」の結果に基づきます。

2. 国分寺市立中学校部活動における教員・指導者の状況

(1)各部活動への顧問の配置人数

顧問の配置が1名のみとなっている部活動は「休日も活動している部活動」で15%、「平日のみ活動している部活動」で44%となっています。

また、各部活動への顧問の配置では、「その種目の活動の経験がない顧問が部活動に配置されている割合」は52%となっています。



※本数値は社会教育課で令和6年度に実施した「国分寺市立中学校部活動実態調査」の結果に基づきます。

(2)部活動指導員・外部指導員の配置状況

部活動に関わる教員の負担を軽減するため、また、生徒により質の高い指導を実施するため、令和7年11月時点で次のとおり「部活動指導員」及び「外部指導員」を配置しています。

	配置人数	休日も活動している部活動に部活動指導員または外部指導員を配置している割合	平日のみ活動している部活動に部活動指導員または外部指導員を配置している割合
部活動指導員	運動部 22名 文化部 6名	72%	12%
外部指導員	運動部 14名 文化部 5名		

●部活動指導員

顧問である教員に代わり、大会等へ単独での生徒の引率が可能な指導員であり、教員の負担を軽減できます。

●外部指導員

顧問である教員や部活動指導員と協力して指導を行い、当該種目の専門家でない教員等の負担を軽減できます。

それぞれの指導員を配置することで、生徒が専門的なより質の高い指導を受けることができるようになることが期待されます。

II 児童・生徒への中学校部活動に関するアンケート

1. 生徒等への中学校部活動に関するアンケート

中学校部活動の地域連携・地域展開に対する生徒等の理解と受容度、部活動に求める価値、不安に感じている点などを把握するため、以下のアンケートを実施しました。

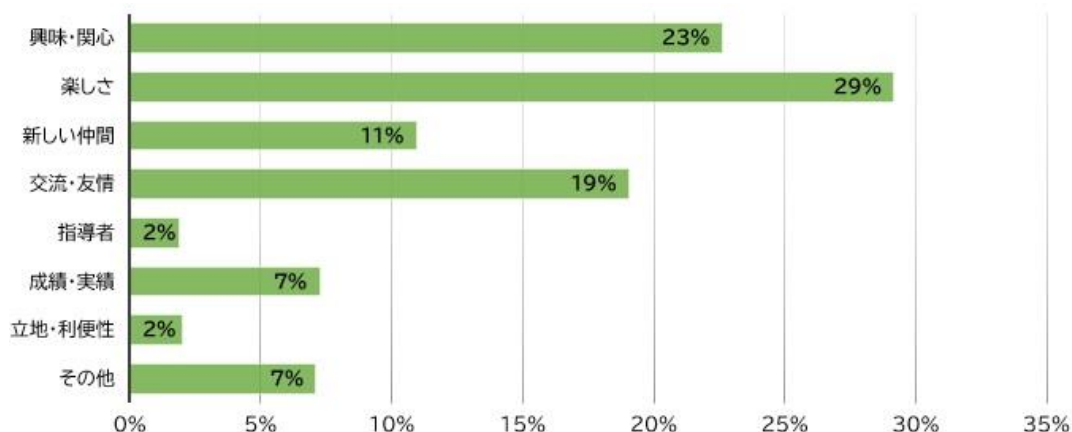
なお、アンケート結果は、本市の状況について示しています。

概要	アンケート名	令和7年度「未来へ つなぐ 部活動改革 アンケート」
	回答者	市立中学校2年生の生徒359名、保護者168名、教員33名
	実施期間	令和7年7月4日から7月31日まで
	実施方法	Web アンケートフォームへの入力
	実施者	東京都教育庁 指導部 指導企画課

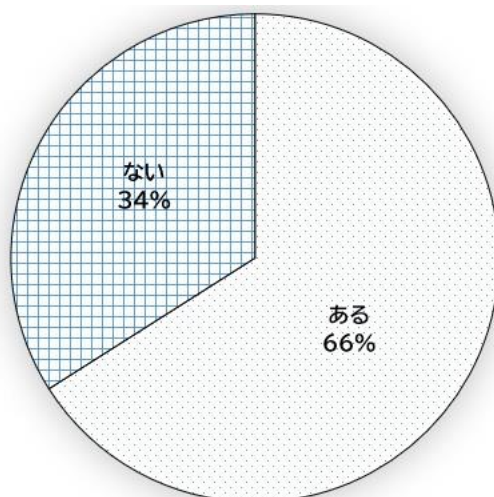
アンケート結果(抜粋)

●生徒の回答結果

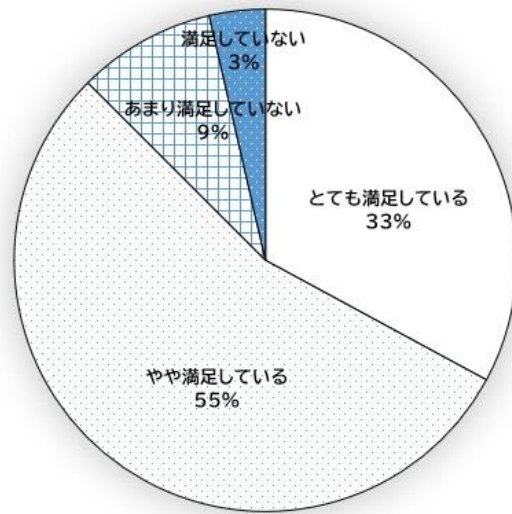
設問:部活動に参加しようと思った条件を教えてください(複数回答可)



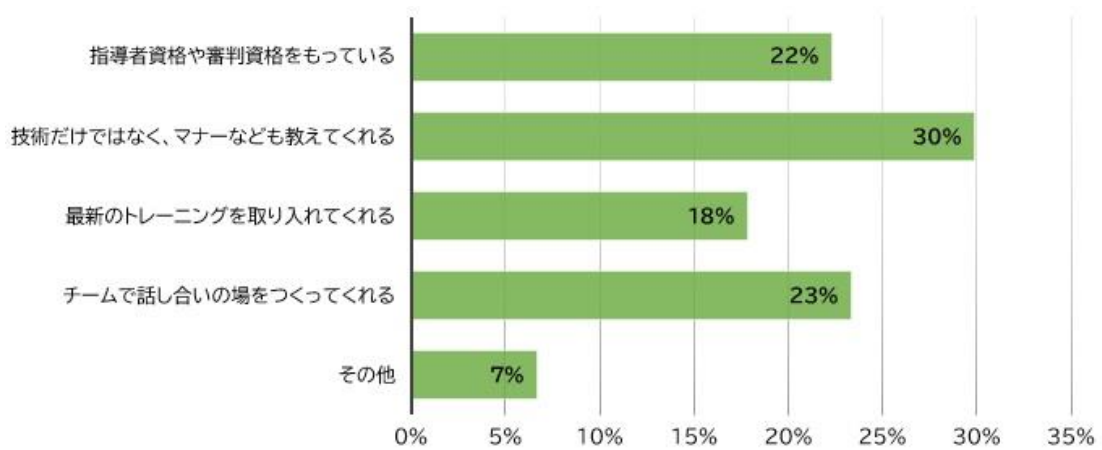
設問:やりたいスポーツや文化芸術活動は学校や地域にありますか



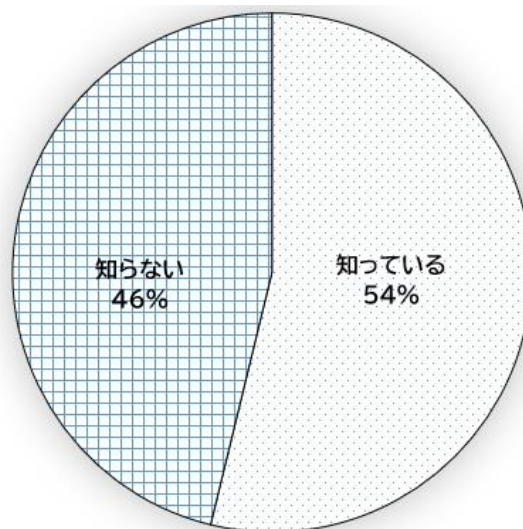
設問:学校や地域のスポーツや文化芸術に関わる環境に満足していますか



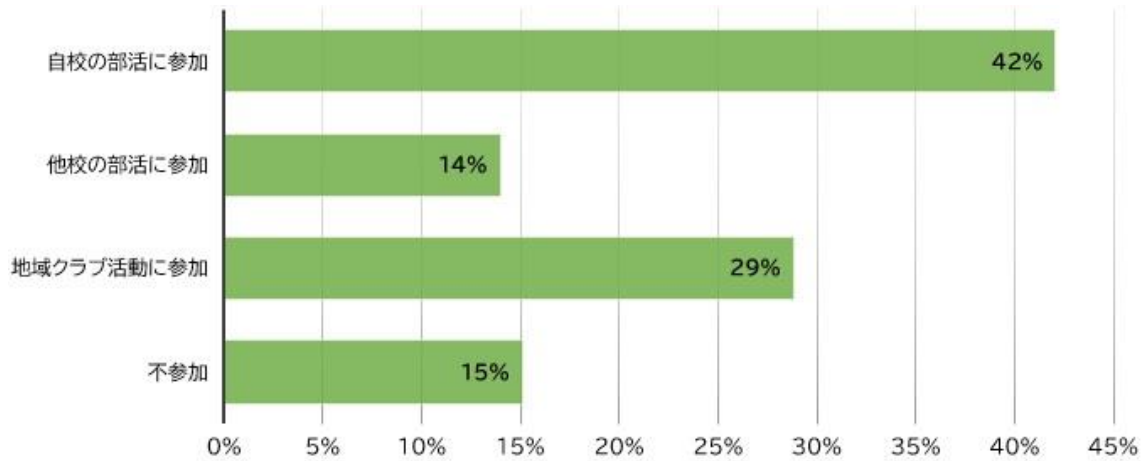
設問:部活動や地域クラブ活動ではどのような指導者がよいですか(複数回答可)



設問:部活動が地域に移行していくことを知っていますか

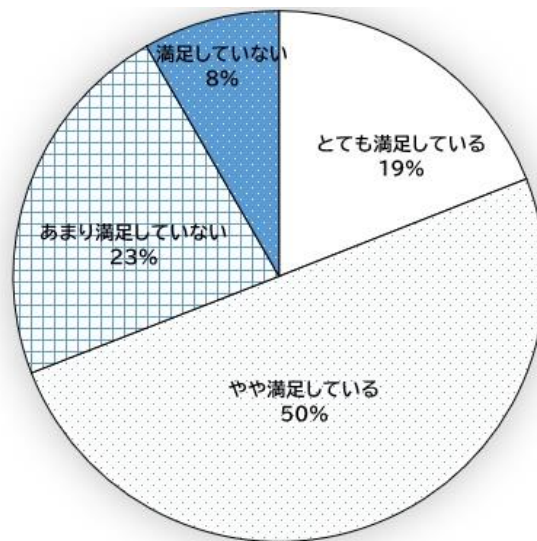


設問:希望する種目の部活動が学校にない場合どうしますか(複数回答可)

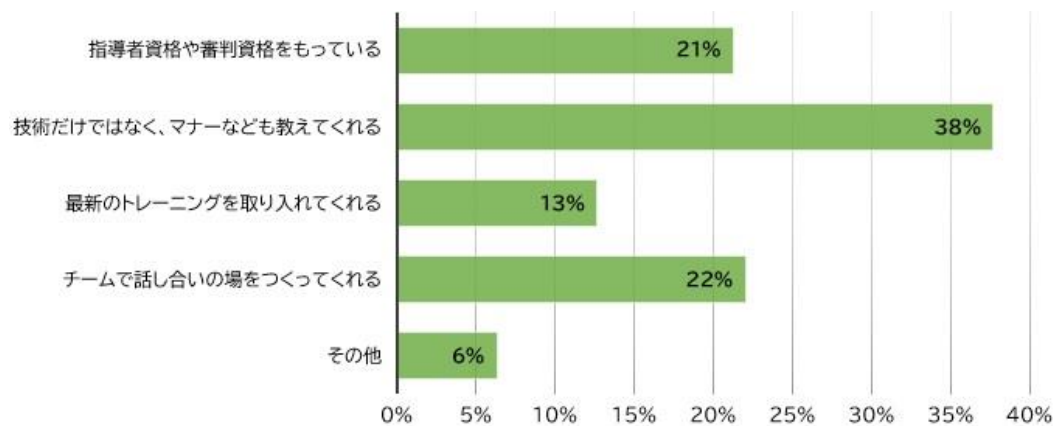


●保護者の回答結果

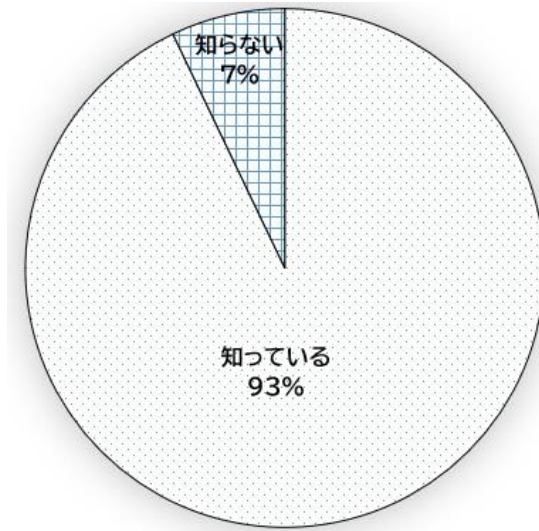
設問:学校や地域のスポーツや文化芸術に関わる環境に満足していますか



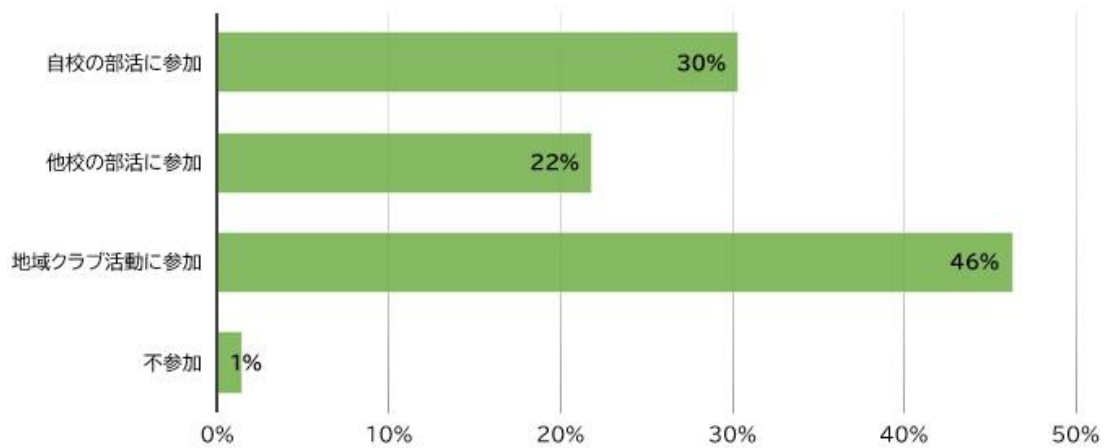
設問:部活動や地域クラブ活動ではどのような指導者がよいですか(複数回答可)



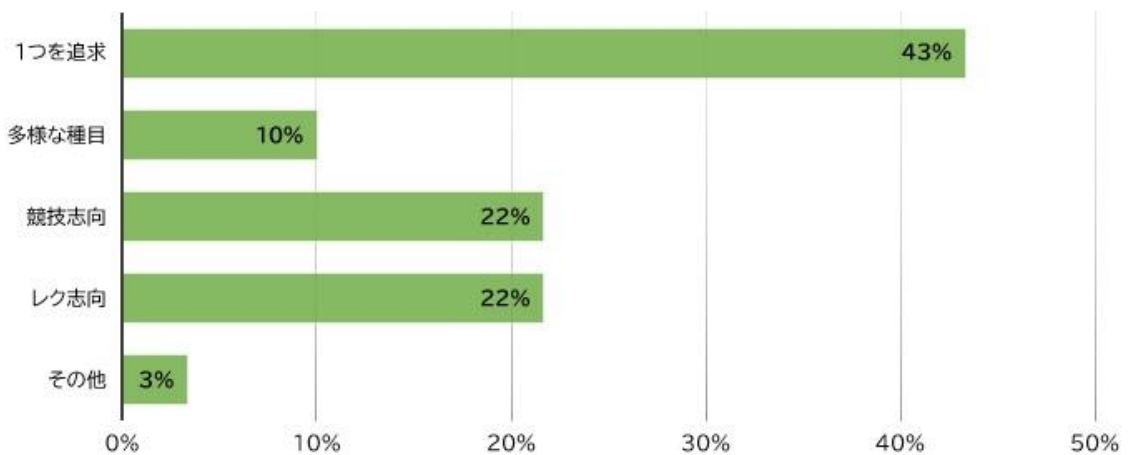
設問:部活動が地域に移行していくことを知っていますか



設問:希望する種目の部活動が学校にない場合どうしますか(複数回答可)

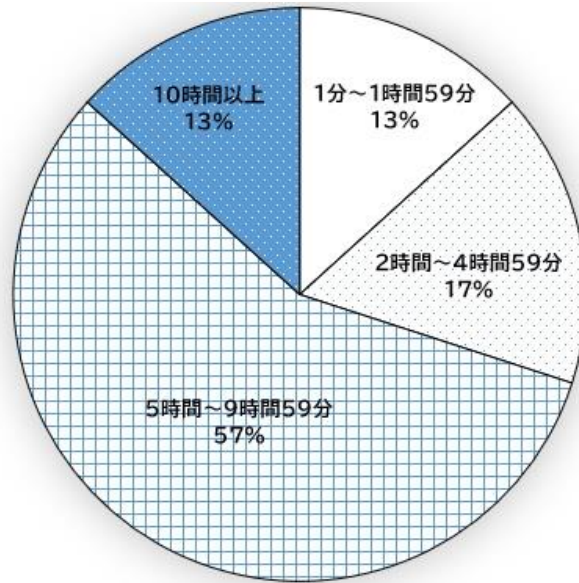


設問:地域クラブ活動について、お子様をどのような活動に参加させたいですか(複数回答可)

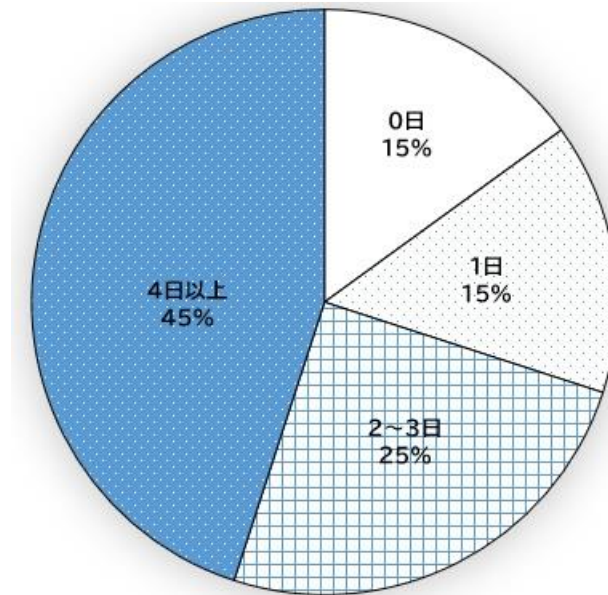


●教員の回答結果

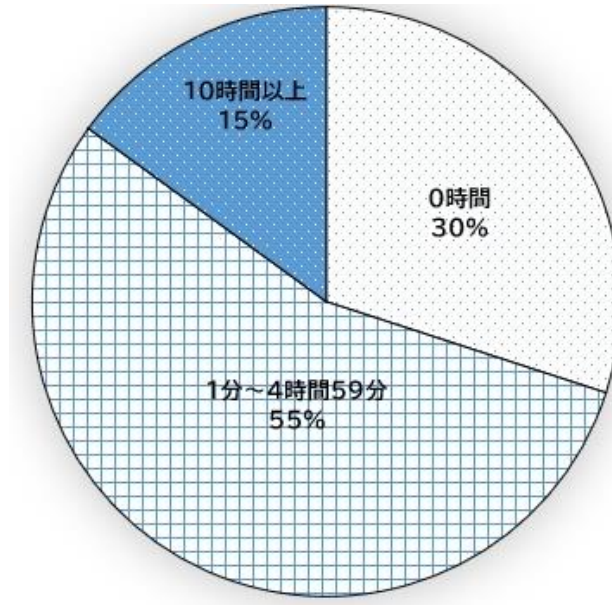
設問:部活動の指導や運営に週にどのくらいの時間を費やしていますか



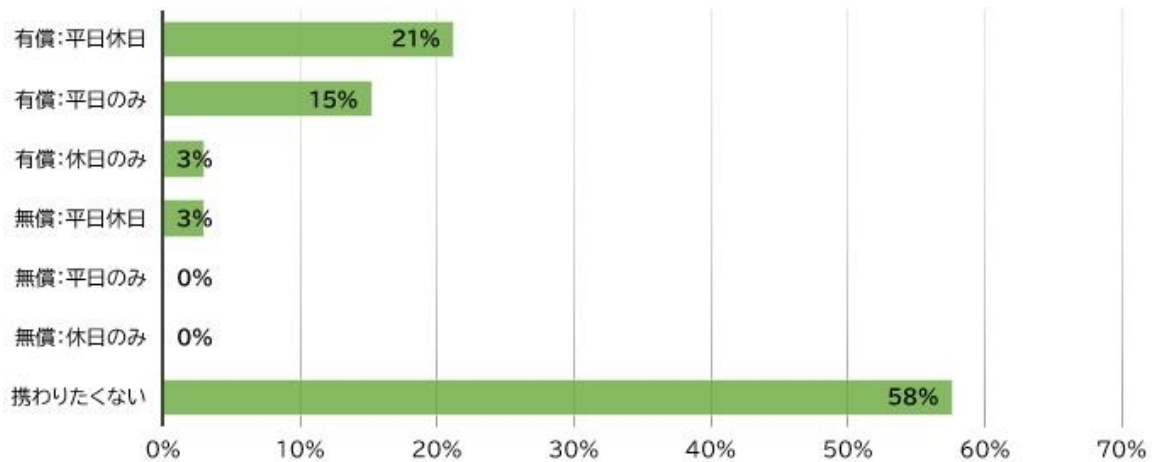
設問:休日の部活動に携わっている日数は月当たり何日ですか



設問：部活動指導員や外部指導員が配置されたことにより、部活動に携わっている時間は、配置されていない場合に比べて、週当たり何時間減っていますか



設問：部活動が地域移行した際に、自分の専門の活動がある場合、兼業・兼職の許可を受けて、地域クラブ活動の指導や運営に携わりたいですか



2. 市立小学校6年生の児童、市立中学校1・2年生の生徒へのアンケート

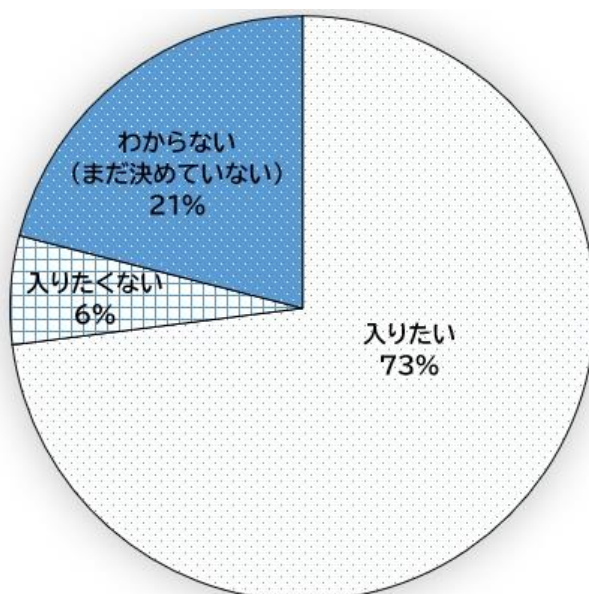
中学校部活動の地域連携・地域展開を進めるにあたり、児童・生徒の声を把握し、取組に対する理解と受容度、中学校部活動に求める価値、不安に感じている点を把握するため、以下のアンケートを実施しました。

概要	アンケート名	「中学校の部活動に関するアンケート」
	回答者	市立小学校6年生の児童973名、市立中学校1年生の生徒489名、市立中学校2年生の生徒410名
	実施期間	令和7年12月18日から令和8年1月16日まで
	実施方法	Web アンケートフォームへの入力
	実施者	国分寺市教育委員会 社会教育課

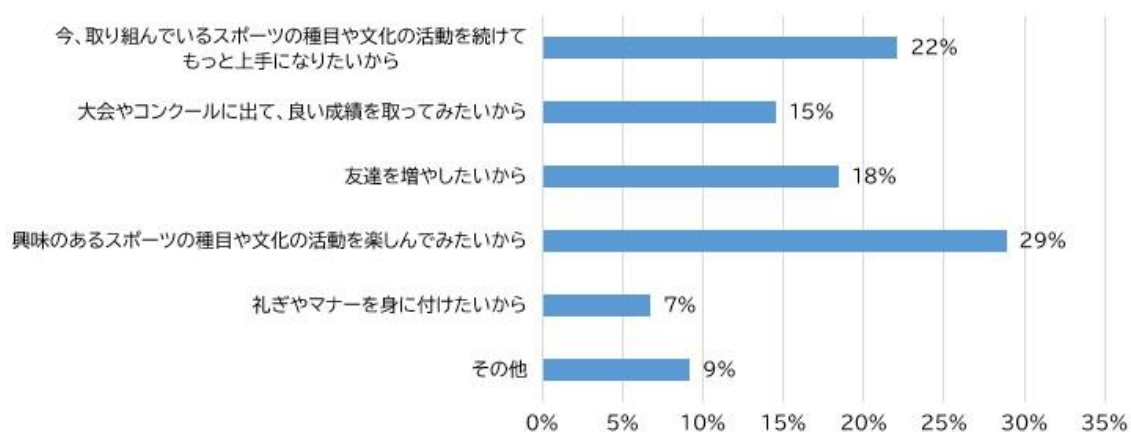
アンケート結果

●小学6年生の回答結果

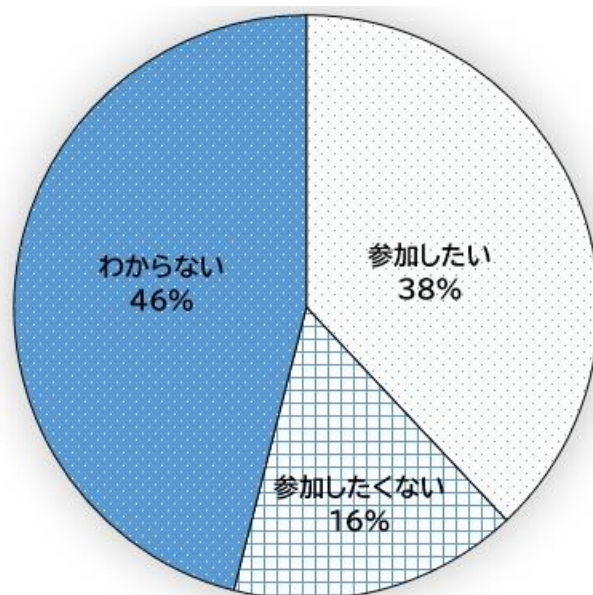
設問:中学生になったら、部活動に入りたいと思いますか



設問:「入りたい」と答えた人は、その理由を教えてください(いくつでも)

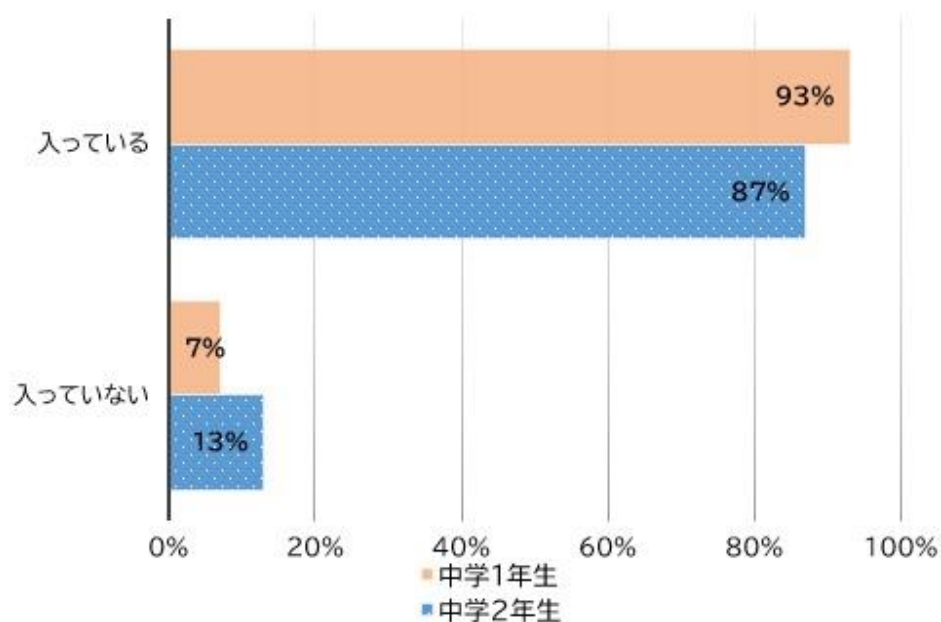


設問：中学校の休日の部活動が、学校の先生ではなく地域の指導者が教えるクラブの団体の活動になったら、参加したいですか

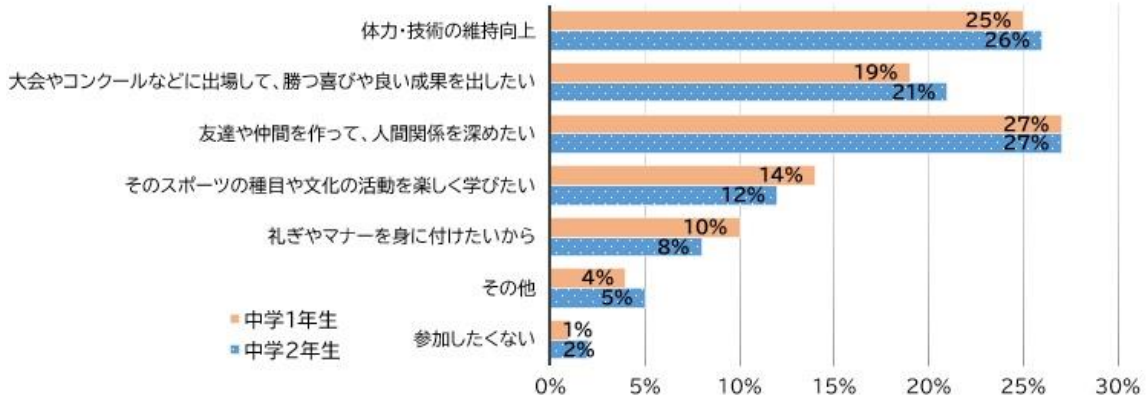


● 中学1・2年生の回答結果

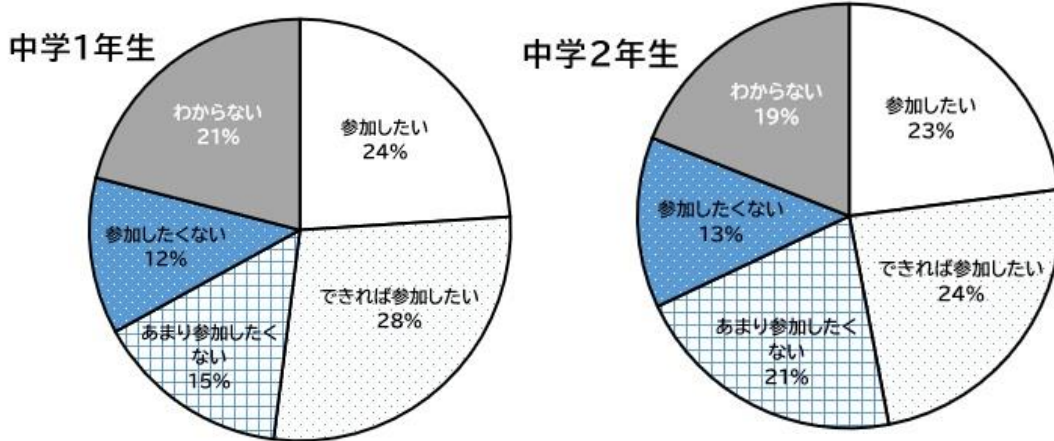
設問：現在、あなたは部活動に入っていますか



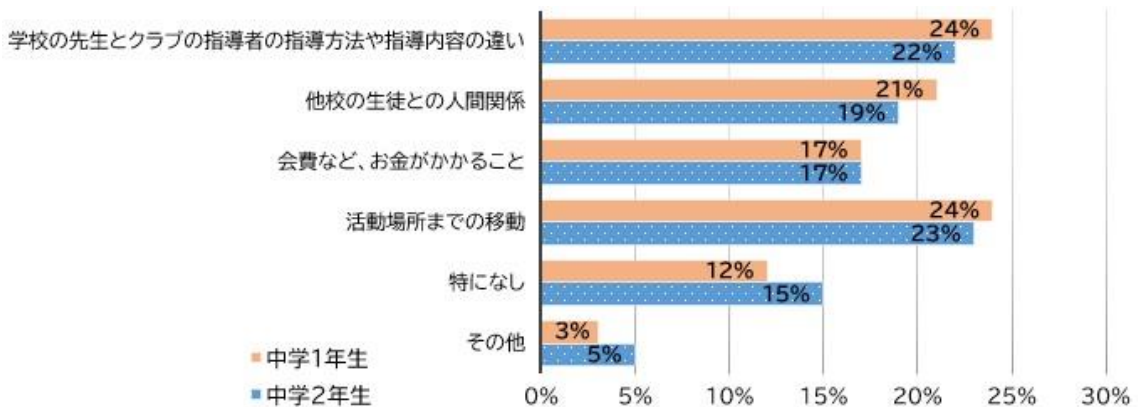
設問:部活動で、どんなことを得たいと思っていますか(いくつでも)



設問:休日の部活動が、学校の先生ではなく、地域の指導者が教えるクラブの団体での活動に変わる場合、その活動に参加しようと思いますか



設問:休日の学校部活動が地域のクラブ団体での活動になった場合、心配なことはありますか(特に心配だと思うものを2つまで選んでください)



III 本推進計画で目指す将来像

国分寺市立の中学校部活動で地域連携・地域展開を進めるにあたり、以下のとおり、生徒、教員、地域それぞれの視点で将来像を設定し、実現に向けた取組を推進します。

生徒視点

- 中学校部活動が担ってきた生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保して、生徒が望む活動ができること
- 中学校部活動が担ってきた多岐に渡る教育的意義を継承し、活動をとおりして生徒が人間形成や人間関係の構築をできること
- 地域連携・地域展開をとおりして、スポーツ・文化芸術に係る新たな価値を創出して幅広い活動機会が生徒に提供されていること
- 多様なニーズを持つ生徒が、それぞれの希望に応じて参加できる環境が整えられていること

教員視点

- 教員の働き方改革の一環として部活動に携わる教員の負担を軽減して、将来にわたって持続可能な環境が構築されていること
- 指導を希望する教員は、その教育的知見等を生かして地域クラブで兼業し活躍できる体制が整備されていること

地域視点

- 地域連携・地域展開をとおりして、地域のスポーツ・文化芸術活動を活性化させ、地域のウェルビーイングを向上させること

IV 改革実行期間における市教育委員会の推進計画

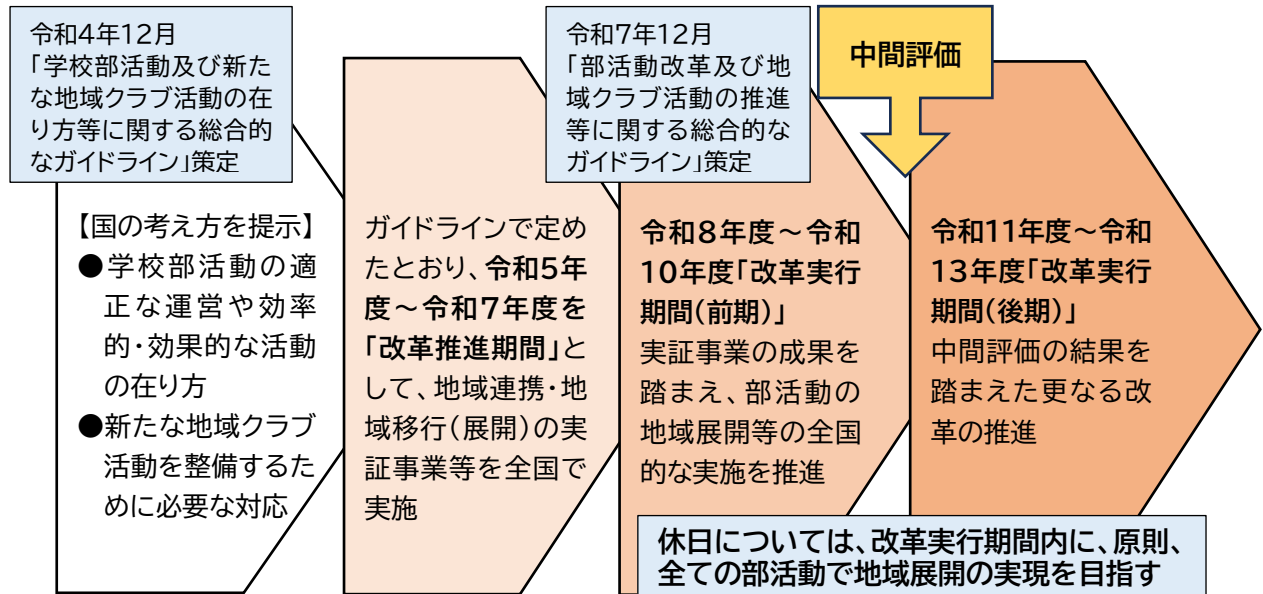
将来像を目指すに当たって、市の現状や、アンケートでの生徒、児童、保護者及び教員の回答結果とその分析も踏まえ、推進計画として、ここに当面の目標を定めます。

1. 各種アンケート結果から見えてくる課題とそれに対する考え方

アンケート結果より見えた課題	改善に向けた考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域展開について、保護者は一定程度理解しているが、生徒への浸透が弱い ● 小学生における中学校進学後の部活動のイメージが不明確であり、地域展開の仕組みについての浸透が弱い 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生徒に向けて特に積極的な周知を行うなど、生徒、保護者等の理解を促進することが必要 ▶ 今後、中学校進学前の段階からの、児童・保護者への、中学校部活動改革についての周知・理解促進が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 希望する種目が学校にない場合に、地域クラブで活動したいと考える生徒・保護者は一定数存在する ● 保護者は地域活動への理解・受容度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域展開の対象種目を増やすことで生徒の活動機会を確保 ▶ 地域展開を進めるに当たって市が支援すべき内容を明確化
<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒・保護者とも、技術向上だけでなく、マネーやコミュニケーションについての指導も求めている ● 競技志向だけでなく、友人や仲間との交流を目的とする生徒など、多様な活動ニーズが存在する ● 生徒における地域クラブへの参加ニーズが十分ではない ● 地域クラブにも教育的意義の継承が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生徒の多様なニーズに対応した活動環境の提供が必要 ▶ 地域クラブにおいても教育的意義を継承することが必要 ▶ 生徒が安心して活動に参加できるよう、教育的意義の継承も含め、地域展開を担う地域クラブへ求める基準を明確化
<ul style="list-style-type: none"> ● 教員の約6割が「部活動に携わりたくない」と回答 ● 指導員配置で負担軽減の効果はあるが、十分ではない ● 特に休日の部活動が教員負担の最大の要因 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域連携のみでは教員の負担軽減は十分ではないため、地域展開を段階的に推進 ▶ 部活動に携わりたい教員も一定数存在するため、希望する教員が兼業できる環境も必要

2. 国の動き

国では中学校部活動の地域連携・地域展開を進めるに当たってガイドラインを整備し、そのガイドラインで推進期間・実行期間を定め、改革を段階的に進めています。



3. 国分寺市における推進計画期間の取組

国の動きに合わせ、市教育委員会でも令和8年度から令和10年度までを「改革実行期間(前期)」、前期の検証等を行い後期の取組方針を改めて整理する「中間評価」をばさんで、令和11年度から令和13年度までを「改革実行期間(後期)」と定め、市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する改革を段階的に推進するものとします。

(1) 令和5年度から令和7年度までの市教育委員会の取組み

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域展開(移行)	地域展開の受入れ先候補となる団体へヒアリング	休日の部活動を地域クラブへ地域展開するに当たっての課題の整理、必要な経費を予算計上	「野球」「吹奏楽・合唱」で休日の部活動の地域展開を開始
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ●一部種目で中学校合同での練習を実施 		
改革実行に当たっての体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●関係部署の管理職を集めて庁内で検討委員会を開催 ●市内中学校部活動実態調査を実施して課題を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内の検討委員会の委員に、学校関係者、庁外の有識者及びスポーツ・文化芸術団体の関係者を加え、検討委員会を開催 ●「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行(展開)推進計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者、庁外の有識者、スポーツ・文化芸術団体の関係者及び関係部署の管理職を委員として推進委員会を開催 ●「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行(展開)推進計画」を改定 ●部活動コーディネーターを配置し、地域連携・地域展開を推進

(2)改革実行期間(前期)の推進計画

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域展開	休日の部活動の地域展開を「野球」「吹奏楽・合唱」に加えて、「陸上競技」「ソフトテニス」「バドミントン」で開始	第3次国分寺市教育ビジョンに基づいた令和10年度の目標達成に向けて、「9」の種目で休日の部活動の地域展開を実施	第3次国分寺市教育ビジョンに基づき「13」の種目で休日の部活動の地域展開を実施
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ●地域展開を見据え、必要に応じて合同部活動、拠点校方式を実施 		
改革実行に当たっての体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者、庁外の有識者、スポーツ・文化芸術団体の関係者及び関係部署の管理職を委員として推進委員会を開催 ●国・東京都の動向も踏まえ、「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画」を適宜改定 ●部活動コーディネーターを配置し、地域連携・地域展開を推進 ●地域展開を実施した種目の休日の部活動は、各学校の実情等を踏まえながら段階的にその活動の縮小及び廃止の検討を進める 		

(3)改革実行期間(後期)の推進計画

	令和11年度	令和12年度	令和13年度
地域展開	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次国分寺市教育ビジョンに基づき「13」の種目で休日の部活動の地域展開を実施 ●前期の取組の検証等を行う中間評価を踏まえ、また、国・東京都の動向も踏まえ、平日の部活動の地域展開の実施について検討を進める 		
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校の要望に応じて、部活動指導員及び外部指導員を配置 ●中間評価の結果も踏まえて配置を進める 		
改革実行に当たっての体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者、庁外の有識者、スポーツ・文化芸術団体関係者及び関係部署の管理職を委員として推進委員会を開催 ●国・東京都の動向も踏まえ、「国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画」を適宜改定 ●部活動コーディネーターを配置し、地域連携・地域展開を推進 ●地域展開を実施した種目の休日の部活動は、各学校の実情等を踏まえながら段階的にその活動の縮小及び廃止の検討を進める 		

V 地域連携の活用

1. 改革実行期間における地域連携を進めるに当たっての考え方

地域連携の活用については、以下の考え方を基本として進めます。

- **部活動指導員及び外部指導員の適正な配置**
学校のニーズに応じて、部活動指導員及び外部指導員を適正に配置します。
- **段階的で柔軟な連携の推進**
地域展開も見据え、合同部活動や拠点校方式の実施を促進するなど、各校の実情に応じて柔軟かつ段階的に対応します。
- **持続可能な実施体制の構築**
学校主体による部活動を実施するに当たっては、各校の実情を踏まえたうえで、選択した運営方法に対し、持続可能な体制が構築できるかを整理し、その取組を進めます。

VI 地域展開の推進

1. 改革実行期間における地域展開を進めるに当たっての考え方

地域展開の推進については、以下の考え方を基本として進めます。

- **休日の取組を優先した地域展開の推進**
国及び東京都の方針を踏まえ、休日における地域展開の実施と環境整備を優先的に進め、その成果を検証したうえで、更なる改革を推進します。
- **種目特性等を踏まえた実施種目の選定**
地域クラブの活動状況や種目の特性、展開による効果等を考慮し、地域展開を実施する種目を選定するとともに、最適な実施方法を総合的に判断します。
- **休日の部活動の段階的縮小・廃止の検討**
地域展開を実施した種目については、各校の実情を踏まえながら、休日の部活動の段階的な縮小及び廃止も検討します。
- **地域連携との併用による一貫した指導体制の整備**
地域展開の推進に際しては、休日は地域クラブ、平日は学校主体の部活動という形で併用することも想定されます。その場合、学校と地域クラブが連携を密にし、活動状況や生徒の様子を共有することで、平日・休日を通じた指導の一貫性を確保します。
- **地域展開している種目の検証を踏まえた拡充**
地域展開を拡充するに当たっては、既に展開している種目の活動状況を検証し、課題の改善を図ることで、より円滑に地域展開を進めます。

2. 地域展開を進めるに当たって配慮すべき事項

(1) 活動日・活動時間について

市教育委員会が示す「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、地域クラブにおいても、適切な休養日の設定を行います。

また、1日当たりの活動時間についても、同方針に基づき、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的に活動するものとします。

なお、地域展開を進める過渡期においては、既存の中学校部活動と地域クラブの活動日・時間を整理し、課題等を共有しながら、生徒への過度な負担が生じないように、学校と地域クラブが密に連携して調整するものとします。

国分寺市教育委員会 部活動の在り方に関する方針

市教育委員会は、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月策定)及び文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月策定)に基づき、市教育委員会における部活動の在り方に関する方針を運動部と文化部それぞれ策定しています。

運動部・文化部とも、方針において、以下を基準として適切な休養日等を設定することとしています。

休養日	活動時間
①学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、休養日を他の日に振り替える。) ②長期休業中の休養日の設定についても、①に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるように、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。	1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 活動場所について

地域クラブの活動場所としては、学校施設や公共施設、地域クラブが保有する施設等が想定されます。

施設利用に当たっては、関係各所と連携し、利用ルール等の策定や複数種目の活動日・場所の重複を避けるための調整など、適切な環境整備に努めます。

地域クラブが校庭・体育館・特別教室等の学校施設を利用する場合には、学校運営の支障にならない範囲で利用を認め、用具・備品等の使用についても同様に扱うものとします。

(3) 保護者の費用負担について

中学校部活動では、部費は種目により異なりますが、主に消耗品費や大会参加費として使われ、保護者負担は比較的低額でした。

一方、地域クラブでは、運営費や指導料等を賄う必要があるため、会費が中学校部活動より高くなる可能性があります。

地域クラブが会費等を設定する際には、国・東京都の基準や他自治体の動向等を踏まえ、より多くの生徒が参加できるよう、可能な範囲で負担を抑えるなど、調整を図るものとします。

また、生徒が経済的理由により活動機会を失うことのないよう、必要に応じた対応を検討します。

(4) 活動に当たっての安全確保について

地域クラブは、国及び東京都の各種ガイドラインを踏まえ、生徒及び指導者等の安全確保に努め、緊急時の対応マニュアル等を整備するものとします。

また、傷害保険及び賠償責任保険への加入など、人・物・施設を包括的に補償できる保険への加入を行い、活動に伴うリスクに備えます。

活動場所への移動手段(自転車等)についても想定し、「自転車安全利用五則」の遵守等、安全確保に努めるとともに、移動中の事故も補償対象とする保険加入を求めます。

(5) 地域クラブに移行するための要件について

地域展開を担う地域クラブでの活動の安全性及び適切な運営を確保するため、指導者の資格や事故防止の体制等について一定の基準を設ける必要があります。

国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」により位置付けた「地域クラブ活動に関する認定制度」を基本として地域クラブの認定要件を整理し、市教育委員会がその妥当性を審査し、認定基準を満たしたクラブを選定します。

基本とする認定要件

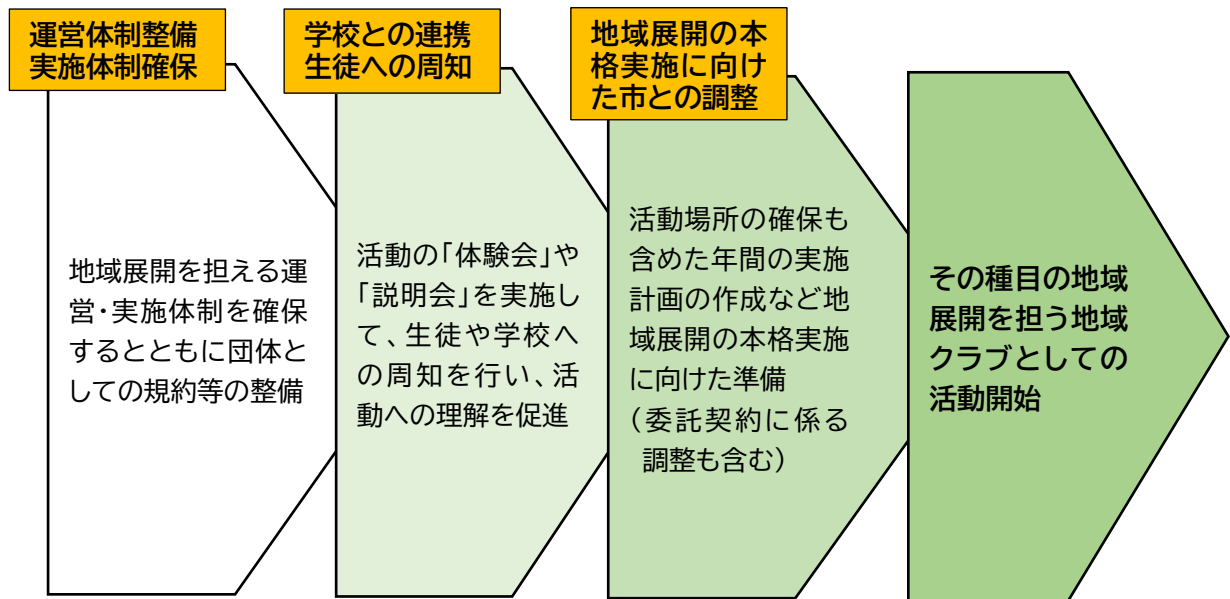
- ☑学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ☑ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ☑活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ☑適切な指導の実施体制が確保されていること
(例:ガイドラインに沿った暴言・暴力、ハラスメント等のない適切な指導)
- ☑適切な安全確保の体制が確保されていること
(例:生徒及び指導者の傷害保険及び賠償責任保険への加入、緊急時の連絡体制の整備)
- ☑適切な運営体制が確保されていること (例:団体としての規約の整備)
- ☑学校等との連携が適切に行われていること
(例:生徒の活動状況等必要な情報を保護者及び学校に提供また適切に管理)
- ☑活動場所を安定的に確保できていること

(6) 生徒の活動機会の配慮

受け皿となる地域クラブ活動の整備が不十分な状況で、中学校部活動を縮小した場合、生徒の活動機会が損なわれる可能性があります。このため、地域展開を進めるに当たっては、学校と連携し、生徒のニーズも踏まえ、生徒自身が活動機会の選択をできるよう配慮します。

(7) 各種目の地域展開までの流れ

地域展開を進めるに当たっては、次の基本的な流れを踏んで展開していきます。



VII 地域連携・地域展開を進めるに当たって

1. 生徒・保護者等への周知・広報について

中学校部活動の地域連携・地域展開を進めるに当たって、市立中学校の生徒及び保護者に対し、従来の部活動の在り方からの変化や、地域連携・地域展開の目的・理念について、適切に周知・広報することが重要です。

その際、市教育委員会と学校が連携し、事前に教員への周知を行ったうえで、生徒及び保護者の理解が十分に得られるよう調整を図るものとします。

また、中学校の生徒及び保護者だけでなく、今後中学生となる市立小学校の児童及び保護者、更に地域展開の担い手となることが期待されるスポーツ・文化芸術関係団体に対しても周知・広報を行い、学校と地域が一体となって取組を進められるように調整します。

周知・広報の方法としては、学校説明会等における説明のほか、動画、チラシ等の各種媒体を活用するなど、最適な方法を選択するものとします。

なお、生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者等に提供することも大切です。地域クラブや学校と密接に連携し、確実かつ円滑な情報提供も進めます。

国分寺市の部活動改革の取組動画公開中！
右の二次元コードから、動画公開している
国分寺市HPにアクセスできます

国分寺市立中学校部活動の地域展開（地域移行）について

中学校の部活動は、学校だけで支える形から、地域と一緒に支えていく形へと少しずつ変わっていきます。
令和4年12月に国からのガイドラインが公表され、中学校の部活動改革に向けた取組が全国で始まっています。その一つが、中学校部活動の地域展開※です。

地域展開とは、これまで学校が主体で行ってきた部活動を、地域クラブ（団体）が主体となって実施していくことです。

（※）国では、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、学校も含めた地域全体で支えることにより新たな価値を創出するという改革の理念をより明確に表現するため「地域移行」から「地域展開」に名称を変更しました。

なぜ部活動改革が必要なの？

- 少子化が進み、部員数が減少する中でも、子どもたちが望むスポーツ・文化芸術活動ができるようにするため
- 部活動に携わる教員の負担を軽減して、持続可能な指導体制などを構築するため
- 地域のスポーツ・文化芸術に関わる人材を活用し、よりきめ細やかな指導を子どもに達らせるようにするため

これからの部活動はどうなっていくの？

地域連携

部活動 ← 指導 ← 部活動指導員
外部指導員

学校の教員だけでなく

地域展開

部活動 → 展開 → 地域クラブ活動

部活動の教育的意義・理念などは継承

■ 学校部活動・地域連携と地域展開の違い

	学校部活動・地域連携	地域展開
主体	学校	地域クラブ（団体）
指導者	学校の先生 部活動指導員・外部指導員	地域の指導者 学校の先生（兼業許可された方）
参加者	当該校生徒	市内中学生
場所	当該校施設	設定された施設（学校ほか）
費用	用具・交通費等実費	会費・用具・交通費等実費
保険	学校の保険	団体加入の保険

国分寺市はどんな取組をしているの？

● まずは学校部活動の休日の活動について、地域クラブ（団体）へと段階的に地域展開していくこととしています。

● 平日の部活動については、部活動指導員や外部指導員などを活用しながら、学校主体での部活動を継続していきますが、地域展開の状況や、各校における部活動の状況などを見ながら、拠点校方式や合同部活動などの実施も検討することとしています。

※ 拠点校方式＝特定の学校を拠点として他校の生徒が参加
※ 合同部活動＝複数の学校が連携し、一つの部活動を共同で運営

事業周知チラシ

国分寺市立中学校部活動の 地域連携・地域展開（地域移行） 取組動画

国分寺市立中学校部活動の地域連携・地域展開（地域移行）について

中学校の部活動は、学校だけで支える形から、地域と一緒に支えていく形へと少しずつ変わっていきます。令和4年12月に国からのガイドラインが公表され、中学校の部活動の改革が、全国で始まっています。

なぜ部活動の改革が必要なの？

これからの部活動はどうなっていくの？

国分寺市ではどんな取組をしているの？

何が違って何がかわらないの？

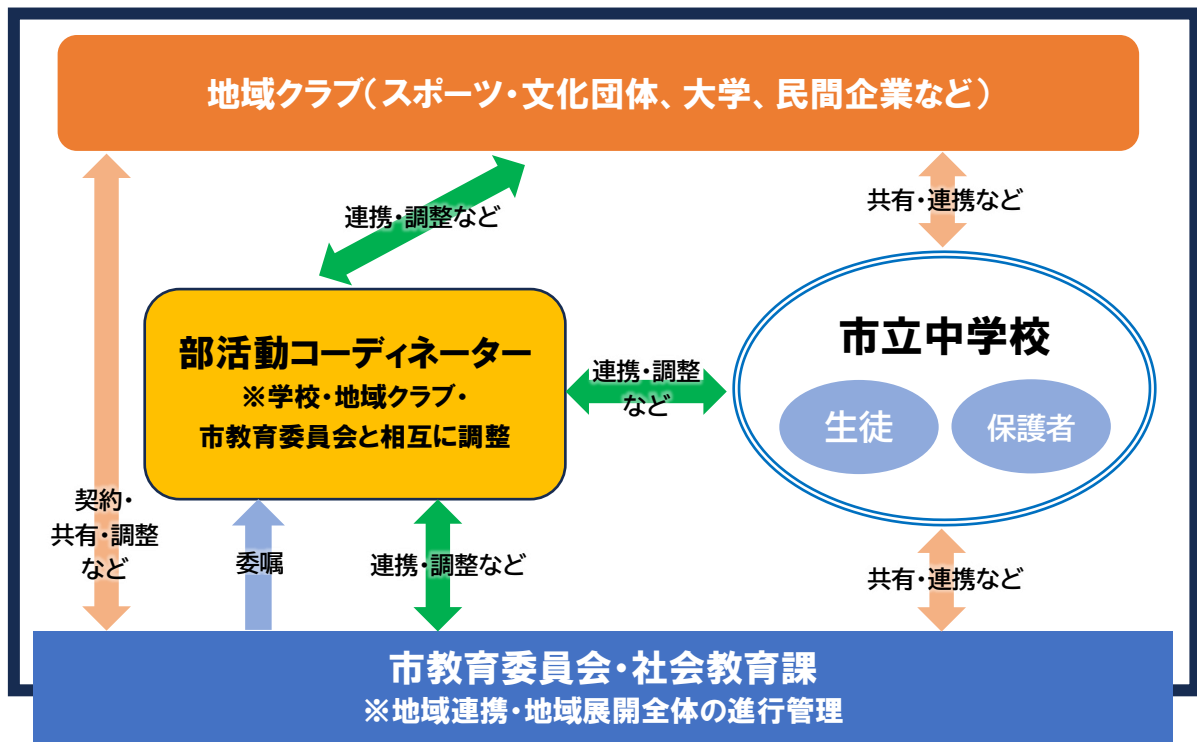
取組動画

2. 地域連携・地域展開の推進に当たっての部活動コーディネーターの活用

地域連携・地域展開を円滑に推進するため、学校の意向や地域の実情を踏まえ、学校と関係団体の橋渡しとなり連絡調整等を行う「部活動コーディネーター」を配置します。部活動コーディネーターについては、個人にこだわらず団体に依頼するなど、持続可能な体制を確立するものとします。

部活動コーディネーターの主な職務内容

- 地域の団体等との地域連携・地域展開に係る指導者派遣等の調整に関すること。
- 市立中学校との地域連携・地域展開に係る連絡調整に関すること。
- 地域移行を実施する地域の団体等の活動に係る施設及び用具の使用調整に関すること。
- 地域連携・地域展開に係る周知への協力に関すること。
- 地域連携・地域展開を推進する会議等への出席に関すること。
- 地域連携・地域展開の活動中に生じた諸問題の解決に向けた連絡調整に関すること。



3. 課題等の協議・検討の継続について

中学校部活動の地域連携・地域展開を進める中で生じる課題等については、有識者を含む組織による会議等で引き続き協議・検討を行います。

4. 本推進計画の改定について

本推進計画は、市の中学校部活動の地域連携・地域展開の進捗状況や、国・東京都の動向等も踏まえ、必要に応じて適宜改定するものとします。

参考

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会設置要綱

令和7年3月4日

要綱第3号

(設置)

第1条 国分寺市立中学校(以下「市立中学校」という。)で実施する部活動について、地域との連携及び地域への移行(以下「地域連携・地域移行」という。)を推進するに当たり必要な事項を検討するため、国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、必要に応じてその結果を国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 市立中学校における部活動の地域連携・地域移行推進に関し必要な事項
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員14人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1人以内
- (2) 中学校のコミュニティ・スクール協議会(次項において「協議会」という。)の委員 2人以内
- (3) 市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者 4人以内
- (4) 市立中学校の校長 1人以内
- (5) 市立中学校の副校長 2人以内
- (6) 市立中学校の教諭 2人以内
- (7) 教育部教育総務課長
- (8) 教育部学校指導課長

2 前項第2号に掲げる委員には、協議会の委員であって市立中学校に在学する生徒の保護者であるものを含むものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼)

第5条 教育委員会は、第3条第1号から第3号までに掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行等推進委員会委員名簿

任期:令和7年6月23日から令和8年3月31日まで

No.	氏名	所属等	基準
1	出張 吉訓	東京女子体育大学教授	識見を有する者
2	窪 直子	市立第一中学校コミュニティ・スクール協議会委員、市立第一中学校PTA会長	中学校の学校運営協議会又はコミュニティ・スクール協議会の委員
3	森原 綾子	市立第五中学校コミュニティ・スクール協議会委員	中学校の学校運営協議会又はコミュニティ・スクール協議会の委員
4	田村 文男	国分寺市スポーツ協会 副会長 こくぶんじ地域クラブ 会長 国分寺市バドミントン協会 会長	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
5	永瀬 典史	国分寺一小サッカークラブ	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
6	菅本 高代	国分寺市音楽連盟顧問	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
7	高島 恵生	国分寺市文化団体連絡協議会 会長	市内においてスポーツ、文化及び芸術の振興に係る活動を行う者
8	田中 一郎	市立第四中学校 校長	市立中学校の校長
9	稲葉 大祐	市立第一中学校 副校長	市立中学校の副校長
10	八木 義人	市立第五中学校 副校長	市立中学校の副校長
11	佐藤 宏司	市立第二中学校 主幹教諭	市立中学校の教諭
12	渡辺 圭介	市立第三中学校 主幹教諭	市立中学校の教諭
13	廣瀬 喜朗	教育部 教育総務課長	教育部 教育総務課長
14	馬場 一平	教育部 学校指導課長	教育部 学校指導課長

寄附の受領について

このことについて、下記のとおり寄附の申出（1件）がありましたので報告いたします。

記

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 受付年月日 | 令和8年2月2日 |
| | 寄附申請者 | 非公表 |
| | 寄附先 | 国分寺市立図書館 |
| | 寄附物件 | オオクワガタ 16匹（8ペア） |
| | 評価額 | 24,000円（自己申告額） |

